



筑波大学における 利益相反事例の取扱い

第五版



2019年5月

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室

筑波大学における利益相反事例の取扱い

はじめに

近年、産学連携の重要性が広く認識されるようになり、それに伴い、利益相反の問題も注目を集めるようになりました。大学における利益相反は、本来さまざまな局面で見られますが、現実には、外部の組織、特に企業から資金がもたらされるときに引き起こされることが多いようです。そのため、産学連携を推進すればするほど、利益相反の問題は、金銭的利益相反として起こることが多くなります。

したがって、今後、大学として、社会一般からの信頼を損なうことなく産学連携を推進していくためには、利益相反の問題に対して、それを取扱うシステムとルールを構築することが欠かせないこととなります。

本学では、2004年12月に利益相反ポリシーを制定して以来、諸規則等の整備や修正を行ってきました。今般、規則改正に伴い、本解説書の改訂第五版を作成することとしました。

利益相反の問題の基本的な理解のために活用していただければ幸いです。

2019年5月

利益相反・輸出管理マネジメント室



2019年5月

筑波大学

利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1

May, 2019

Office of Conflict of Interest and Security Export Control,

University of Tsukuba

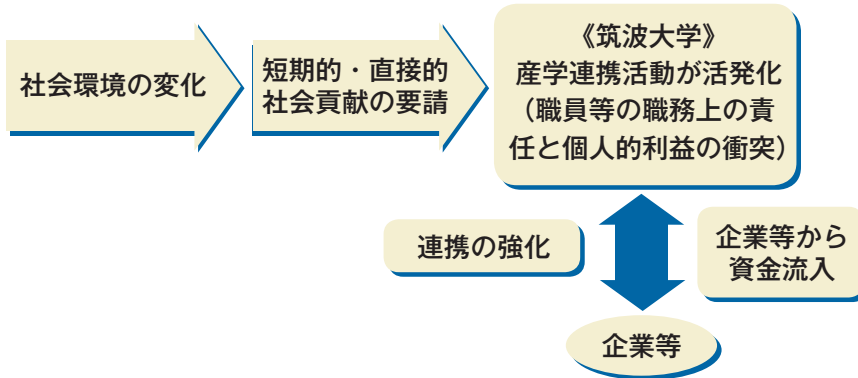
1-1-1, Tennodai Tsukuba, Ibaraki 305-8577, JAPAN



はじめに	2
I. 基本的考え方	4
1. 利益相反問題の取扱いが必要とされる背景	4
2. 利益相反の定義	4
3. 利益相反ポリシーの目的	5
4. 利益相反問題の特性	5
5. 対象者の範囲	5
II. 個人としての利益相反のマネジメント・システム	6
1. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの考え方	6
2. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの枠組み	6
3. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの内容	7
III. 組織としての利益相反のマネジメント・システム	10
1. 組織としての利益相反マネジメントが必要とされる背景	10
2. 組織としての利益相反の定義	10
3. 利益相反マネジメントに共通する基本的考え方	11
4. 組織としての利益相反マネジメントの特性	11
5. 組織としての利益相反への対応策	12
6. 組織としての利益相反の具体的なマネジメント方法	13
IV. 研究計画の利益相反に関する審査	14
V. 利益相反マネジメントと研究大学、産学連携	14
VI. 利益相反に関する基本的ルール	15
1. 金銭的利益に関する透明性の確保のルール	15
2. 意思決定に関する公正の確保のルール	15
3. 職務の責任に応じた取扱いに関するルール	15
4. 組織としての利益相反への対応	15
国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー	16
国立大学法人筑波大学利益相反規則	20
自己申告書（日本語）	25
自己申告書（英語）	27
国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー	29
国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー実施要項	31
利益相反・輸出管理マネジメント室規程	42

I. 基本的考え方

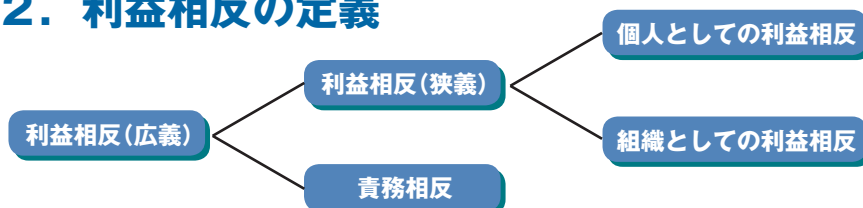
1. 利益相反問題の取扱いが必要とされる背景



大学は高等教育と学術研究を通じて従来から社会貢献を果たしてきましたが、近年、社会や人類が直面する課題が一層深刻となるに従い、大学の持つ知的資源に対する期待が高まっています。このため、大学に対しては、より短期的で直接的な社会貢献が求められるようになりました。このような要請に応じて、大学がこれまで以上に産学連携活動を活発化していくと、企業等から大学や職員等にもたらされる金銭的利益が増大し、職員等の大学における責任と、企業等から得られる個人的な利益との間で衝突が生じることになります。また、大学自身が、保有する特許の実施料収入を得たり、大学発ベンチャーの株式を取得したりするなどの事態も生じるようになってきました。

つまり、産学連携活動を活発に行えば行うほど、利益相反問題は起こりやすいことになり、したがって、産学連携を推進していくためには、利益相反問題を取り扱うシステムとルールを構築することが避けて通ることのできない課題となります。

2. 利益相反の定義



- 利益相反とは、職員等が企業等から得る利益と大学における当該職員等の責任が両立し得ない状況をいいます。
- 上記の定義のうち、「企業等から得る利益」が、「企業等にかけている責任」である場合には、責務相反になります。したがって、責務相反は、主として職員が兼業する場合に起こります。広義の利益相反には、狭義の利益相反と責務相反が含まれます。
- 利益相反は、個人である職員等についてのみならず、大学という組織についても起こり得ます。すなわち、大学という組織が得る利益と大学組織の社会的責任が相反する場合に組織としての利益相反が生じます。



利益相反とは、一般に、「責任ある地位に就いている者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突」と定義されています。(2002年11月文部科学省科学技術・学術審議会「利益相反ワーキング・グループ報告書」)



3. 利益相反ポリシーの目的

利益相反は、企業等からもたらされる金銭的利益に関連して起こることが多いことから、利益相反ポリシーは、産学連携活動を主な対象として規定しています。利益相反ポリシーの目的は、利益相反問題を取り扱うシステムとルールを構築して、産学連携に対する取組を萎縮させずに、大学に対する社会的信頼を確保することにあります。

4. 利益相反問題の特性

利益相反 ≠ 現実の大学の利益の損失や法令違反

利益相反とは、職員等や大学が置かれている特別な状況のことを指しており、現実には大学の利益の損失や法令違反の問題に直結するわけではありません。問題は、そのような特別な状況に起因して、社会一般から実際に大学の利益が損なわれているかのように見えること(アピアランス)であり、そしてそれにもかかわらず、大学として何ら有効な手段を講じないために、大学に対する社会的信頼が損なわれることです。したがって、利益相反については、現実には大学の利益が損なわれる前に、事前の予防措置を講じることが重要な課題となってきます。

5. 対象者の範囲

(1) 利益相反ポリシーの対象者

- ア 役員
- イ 教員
- ウ その他の職員
- エ 大学院生やポストクなどのうち、大学と雇用関係にある者
(例えば、リサーチアシスタントや研究員など)

(2) 教育面における配慮の重要性

大学の主要な活動である教育面においても、利益相反問題が生じるおそれがあります。例えば学生・大学院生等の自由な意思に基づかない産学連携活動への参加や、特許等知的財産の保護のため、学生・大学院生等に長期間秘密保持を強制するなどといった事例が考えられます。これらの点については、産学連携活動等により、学生等の自由な活動を妨げることのないよう、日常の産学連携活動等において十分配慮しなければなりません。



利益相反問題においては、大学にとってのアピアランスが大切であり、事前の予防措置が重要です。そのためには利益相反問題のマネジメント・システムを構築することと、それを運用するための明瞭で簡潔なルールを制定することが必要となります。



Ⅱ. 個人としての利益相反のマネジメント・システム

1. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの考え方

個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの基本的考え方は、第一に、個人的利益に関連して透明性を確保することであり、第二に、問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置を取り得る体制を整備することです。そして、第三に、そこで適用される単純で明快なルールをあらかじめ決めておくことです。

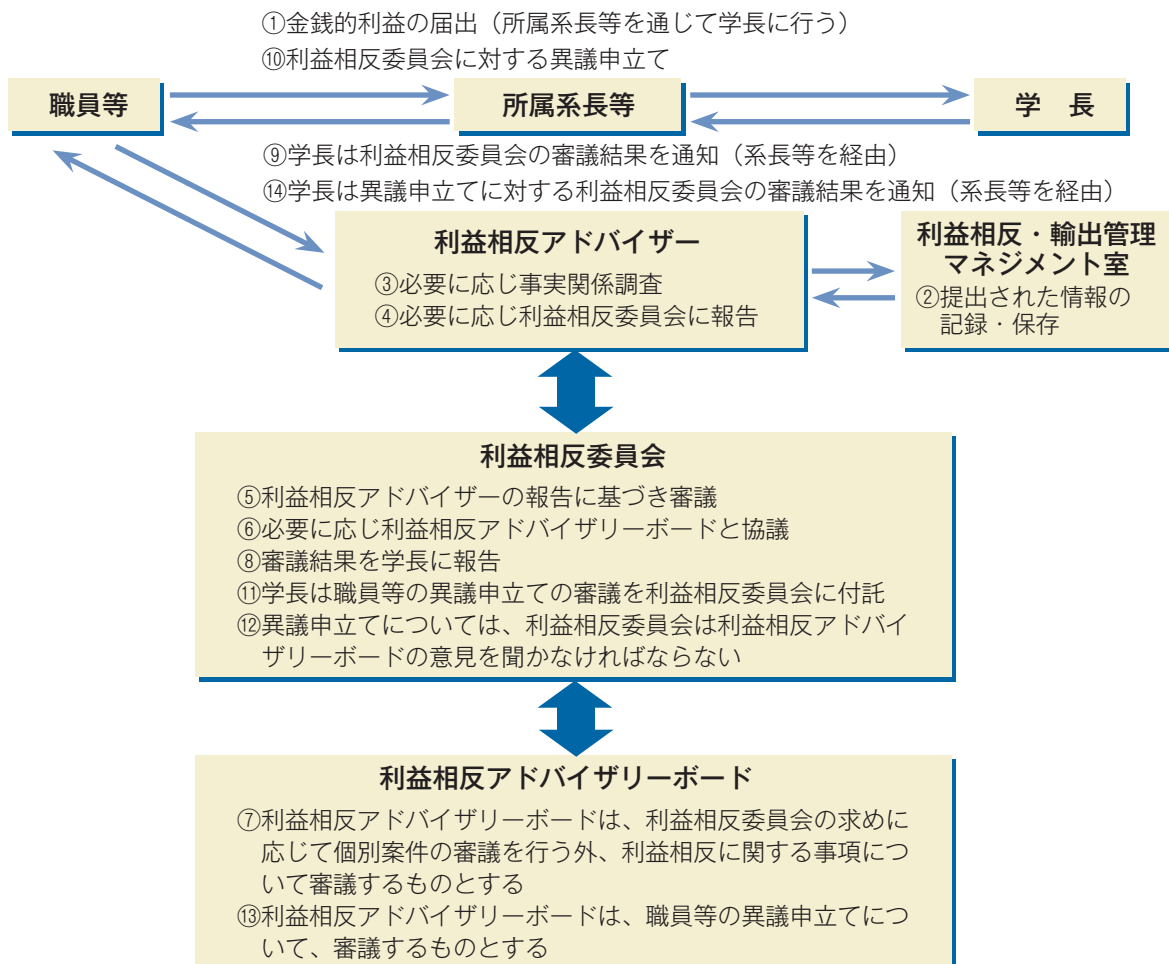
また、これらのマネジメント・システムについては、学内の職員等に対して十分な啓発活動を行うとともに、状況の変化に対応できるよう、随時見直しを行うことも重要です。



2. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの枠組み

個人としての利益相反のマネジメント・システムのポイント

- (1) 職員等は特定の金銭的利益を定期的に報告する義務がある（毎年5月に前年度の1年間に受けた利益が対象）
- (2) 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する職員等の相談にあずかるとともに、必要に応じ報告のあった案件を調査し、利益相反委員会に報告して審議を求めることができる
- (3) 職員等は利益相反委員会の決定に異議のあるときは学長に異議申立てをすることができる



3. 個人としての利益相反のマネジメント・システムの内容

(1) 金銭的情報に関する報告義務

職員等は、毎年5月末までに、前年度の1年間（前年度4月1日から3月31日まで）に、企業等から受けた特定の金銭的利益について、所属長を経由して学長に対して報告しなければなりません。なお、この報告義務の対象には、職員等本人のみならず、その配偶者及び生計を一にする2親等内の親族が特定の金銭的利益を受けた場合も含まれます。

【報告の対象となる特定の金銭的利益について】

個人としての利益相反ポリシー6. (2)「金銭的情報に関する報告義務」に規定する特定の金銭的利益とは、以下のア及びイの二つの条件とともに該当するものをいいます。

ア 金銭的利益を得た対象の企業等が次のいずれかに該当すること。

- (ア) 筑波大学の研究成果の移転を受けたことがある（当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業等）。
- (イ) 筑波大学と共同研究、受託研究、学術指導、寄附金などにおいて契約関係がある（当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業等）。
- (ウ) 筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている（出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業等）。
- (エ) 筑波大学に対して、物品又はサービスを提供している（当該年度を含めて過去3年間に提供した企業等）。

イ 上記アの企業等と次のいずれかの関係にあること。

- (ア) 上記アの企業等から得た兼業に係る報酬、研究成果の実施料若しくは売却による収入又は企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部の合計が年額100万円以上である（国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成16年法人規程第5号）に基づき本学により配分される実施補償金を除く。）。
- (イ) 上記アの企業等の株式等（未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあっては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。なお、当該年度前に取得した株式等を含む。）を保有している。

(2) 職員等から提出された金銭的情報の記録・保存

職員等から提出された金銭的情報については、所管部署において、適切に管理し、記録として保存します。

(3) 利益相反アドバイザーによる事実関係の検討

利益相反・輸出管理マネジメント室に利益相反アドバイザーが置かれます。利益相反アドバイザーは、利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務を行います。また、職員等から提出された金銭的情報について検討を行います。その際に、必要があると認めるときは、利益相反アドバイザーは、関係する職員等をヒアリングすることができます。これらの



本学規則では、筑波大学と契約関係にある企業等から、兼業等の個人的な利益を得ている場合が自己申告対象となっています。このような関係の企業等から個人的な利益を得た場合、年間「合計100万円以上であるとき」が自己申告の対象となります。例えば大学と利害関係のあるA企業から70万円、同様な状況のB企業から40万円を得た場合のように、関係企業から合計年間110万円受領している場合には自己申告書の提出が必要になります。



調査の結果、利益相反アドバイザーが、特に十分な議論が必要であると考えるときは、利益相反委員会に報告し、そこでの審議を受けることになります。

(4) 利益相反委員会の設置

ア 利益相反委員会の組織

利益相反・輸出管理マネジメント室に、利益相反に関する事項を審議する機関として、研究担当副学長を委員長とする利益相反委員会を設置します。

利益相反委員会の構成は次のとおりです。

【利益相反委員会の構成】

- 委員長 研究を担当する副学長
- 副委員長 人事を担当する副学長
- 委員 (1) 利益相反・輸出管理マネジメント室長
- (2) 各系長及び附属病院長の推薦に基づき学長が指名する
大学教員 各1名
- (3) 国際産学連携本部本部審議役
- (4) 総務部長
- (5) 研究推進部長
- (6) 産学連携部長
- (7) 病院総務部長
- (8) 利益相反アドバイザー
- (9) その他学長が指名する者 若干人

イ 利益相反委員会の職務

利益相反委員会は、利益相反アドバイザーの報告をもとに、関係職員等のヒアリング等を通じ事実関係を把握し、当該利益相反事例が大学として許容できるかどうかを判断します。

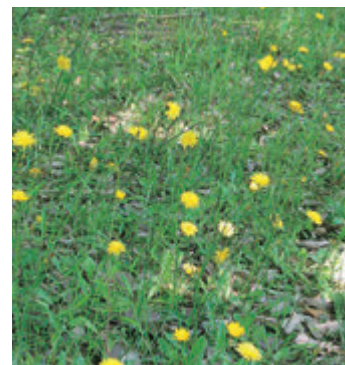
大学として、そのような状況を許容できないと判断した場合には、適切な対応策を決定します。対応策の中には、金銭的利益の放棄（株式の譲渡、兼業先の役員辞任等）や、研究プロジェクトへの不参加等の勧告が含まれます。

また、職員等からその判定についての異議が提出されたときは、利益相反委員会は、必要に応じて適宜情報収集を行い、再度検討を加えて新たな勧告をすることもあり得ます。再審査にあたっては、外部の有識者によって構成される利益相反アドバイザーボードの意見を聞くことが義務付けられています。

(5) 利益相反アドバイザーボードの設置

利益相反アドバイザー及び利益相反委員会は、いずれも大学内部の職員により構成される組織であり、したがってそこでの判断は、ときには社会一般の見解とは異なったものとなる可能性があります。したがって、外部の有識者で構成される諮問機関として、利益相反アドバイザーボードを設置します。

利益相反アドバイザーボードは、利益相反委員会の判定に対する職員等の異議申立てについての控訴審的な役割を果たすほか、学内の利益相反委員会と随時又は定期的に意見交換をするなど、大学自身が利益相反マネジメントの客観性を維持するのを支援する役割を担うことになります。



・2018年4月から利益相反の定期的自己申告が電子化されて、これまで以上に簡単に自己申告をすることができるようになりました。

・該当ページには、統一認証システムを使用して入ることができます。

URL : <https://riekisohan.sec.tsukuba.ac.jp>

※利益相反・輸出管理マネジメント室のトップページのパナーからも入れます。

URL : <http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/>



(6) 責務相反

ア 責務相反の定義

責務相反とは、職員等が企業等に負っている責任と大学における当該職員等の責任が両立し得ない状況をいいます。したがって、責務相反の前提として、大学における職員等の職務遂行責任の内容を、特に産学連携活動との関連で明らかにする必要があります。

イ 兼業の趣旨

本学の職員は、特に定めのある場合を除いて、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを職務及び責任を遂行するために用い、法人の業務にのみ従事しなければなりません。その特に定めのある場合の一つが兼業です。それは、兼業が職員の有する優れた知識や経験を社会のために活用することであり、本学の使命の一つである社会貢献につながるからです。

ウ 兼業の制限

本学の職員は、任命権者の承認を受けて、勤務時間内又は勤務時間外に法人の職務ではない職務又は法人の事業ではない事業に従事することができるものと定められています。ただし、勤務時間内に兼業して報酬を得るときは、当該職員の給与が減額されることがあります。

なお、筑波大学では、兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の3割（一部（給与が基本年俸である職員）は4割）を超えないようにしなければなりません。これは、勤務時間外の兼業にも適用されます。

(7) 外部への説明責任

利益相反マネジメントのために各職員等から提出された情報については、プライバシーに関わる部分は、原則として非開示情報として運用されます。しかし、これら以外の、例えば統計的に処理した情報などについては、利益相反委員会において、毎年定期的に作成し、外部に公表していくこととなります。



◎共同研究成果等に係る広告における筑波大学の名称使用に注意してください

健康食品や(承認前の)医薬品・医療機器に関連した広告における筑波大学の名称使用の案件が増加しています。効果を期待させるような表示は法令等により制限がありますので、本学名称使用に関しては利益相反アドバイザーに相談をしてください。(参考関係法令等：景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法、食品表示基準、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について(消費者庁)など)



Ⅲ. 組織としての利益相反のマネジメント・システム

1. 組織としての利益相反マネジメントが必要とされる背景

組織としての利益相反ポリシー制定の背景としては、大学が組織として産学連携活動に参加する事態が発生してきているということがあります。例えば、大学自身が特許権等や株式を保有したり、大学が企業等から多額の寄附金を受けたりすることが起こる一方で、大学がそうした企業等と受託研究等を実施すると、大学自身に組織としての利益相反が生じることとなります。さらに、2014年度からは、国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となったこと、などがあります。



2. 組織としての利益相反の定義

本学の規則では組織としての利益相反を以下のように定義しています。

- (1) 筑波大学が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他筑波大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。
- (2) 筑波大学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長又は研究科長、学群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他筑波大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

すなわち、組織としての利益相反の状況には、次の二つの態様があります。

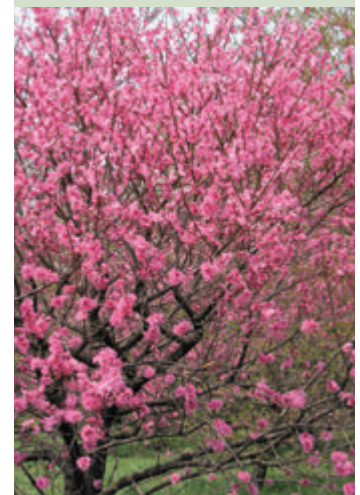
- (1) 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合
- (2) 大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

(1)はすなわち、大学自身が外部の企業等に対して、特許権等の知的財産権を保有したり、株式等を保有したりしている場合などです。

(2)は大学の学長、理事、系長等が外部の企業等に対して、特許権等の知的財産権を保有したり、株式等を保有したりしている場合などです。

もちろん、この状況のみで利益相反が生じるわけではなく、この(1)又は(2)の状況がある一方で、大学がそれらの企業等と共同研究契約や物品の購入等の契約を締結しようとする場合などに、具体的に組織としての利益相反が生じることとなります。

組織としての利益相反の定義について、「外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること」とありますが、その結果として、主に、①研究の客観性が問題となる場合と、②調達等の手続の適正さが問題になる場合があります。



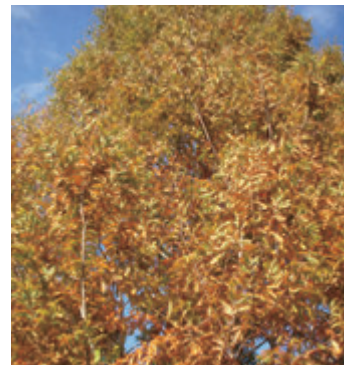
3. 利益相反マネジメントに共通する基本的考え方

利益相反マネジメントに関する基本的考え方として、事前の予防措置と外見の重視があります。個人又は組織が外部との関係において特別の利益を保有していることと、それにより職務上の公正な判断がゆがめられることとの間の因果関係を証明することは困難です。このため、利益相反マネジメントにおいては、結果としての行為について何らかの対応をすることに重きを置くのではなく、事前の予防措置を重視し、外部の通常人から見た場合に、その特別の利益が職務における公正な判断に影響を与えるおそれのあるように見えるときには、そのような外見だけで対策を講じることが必要になってきます。

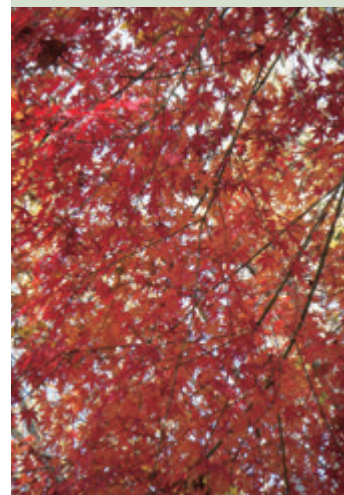
このことは、個人としての利益相反、組織としての利益相反のいずれの場合にも共通しています。

4. 組織としての利益相反マネジメントの特性

組織としての利益相反の場合は、仮に利益相反が実害をもたらした場合には、個人としての利益相反の場合に比べて、その影響は大きいものです。したがって、組織としての利益相反への対応としては、個人としての利益相反の場合よりも、より厳格なものとなるのが通常です。



文部科学省科学技術・学術審議会「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」(2015年7月3日)において、「組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべきである。特に、大学経営層(学長、理事レベル等)の理解が必要不可欠であるので、そのための方策を検討することも重要である。」と指摘されました。



5. 組織としての利益相反への対応策

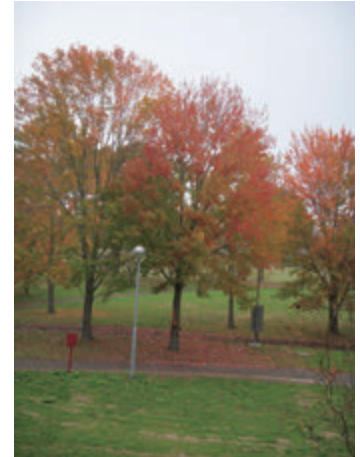
組織としての利益相反の二つの態様への対応策は以下のとおりです。

(1) 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

大学が知的財産権、株式等を保有している企業等と一定金額を超える物品購入、役務提供、受託研究等の契約を締結しようとする場合は、当該契約担当部署等は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡します。大学に一定金額を超える寄附等をした企業等や受託研究等を実施している企業等と物品購入等の契約を締結しようとする場合も同様です。

(2) 大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

大学の契約に関する意思決定権者が当該意思決定に関連して自ら相手方企業等との間で特別の利益を保有している場合には、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡します。個人としての利益相反マネジメントのための自己申告書の様式とほぼ同様の申告書を提出し、事前に契約先との利益相反についてマネジメントを行います。

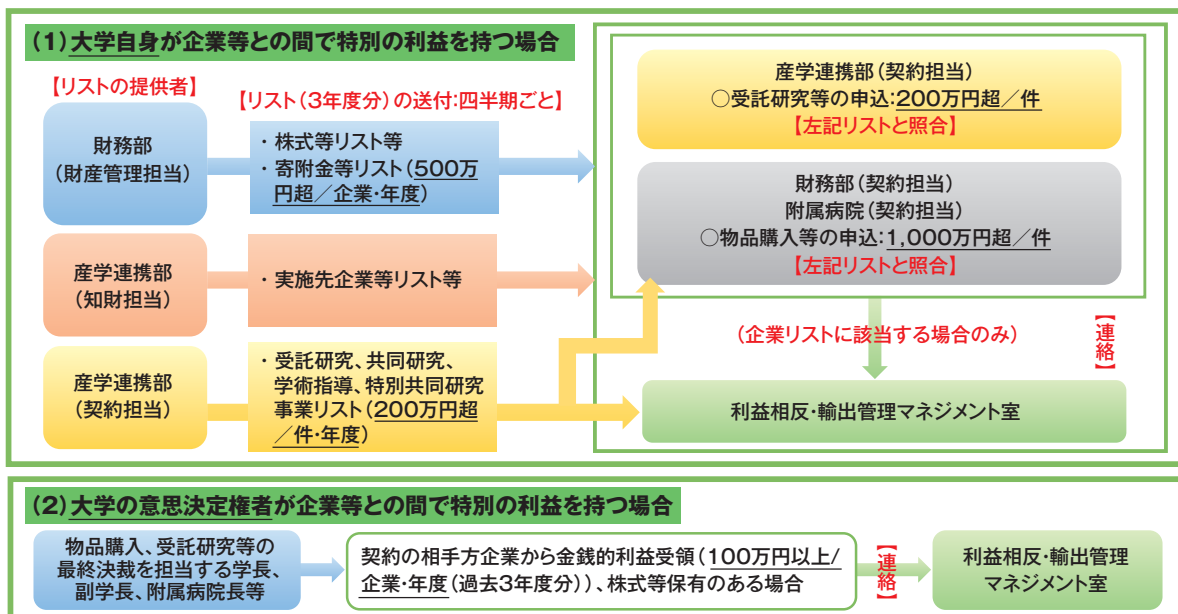


○利益相反アドバイザー等の対応

連絡を受けた利益相反アドバイザーは、必要に応じ利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと協議し、対応を判断します。

特に上記(1)のシステムを円滑に動かすためには、関係部署間の情報の共有が不可欠です。筑波大学の知財保有・寄附金受領情報や研究契約先企業の情報を契約担当部署に提供し、利害関係のある企業等との契約をチェックをします。

筑波大学における組織としての利益相反システムの概要



6. 組織としての利益相反の具体的なマネジメント方法

組織としての利益相反の二つの態様に対するマネジメント方法の詳細は以下のとおりです。

(1) 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

ア 特別の利益が知的財産権に関連する場合

- (ア) 産学連携部知的財産担当部署は、知的財産のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)を四半期ごと(年4回)に財務部契約担当部署、産学連携部共同研究等担当部署、附属病院契約担当部署(「以下「3部署」という。)、利益相反・輸出管理マネジメント室に送付。
- (イ) 当該リストにある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合は、3部署は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡。連絡が必要なのは、物品購入・役務提供→1,000万円超/件、受託研究等→200万円超/件(以下同じ。)。

イ 特別の利益が株式等の場合

- (ア) 財務部財産管理部署は、株式等のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)を四半期ごとに3部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付。
- (イ) 当該リストにある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合は、3部署は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡。

ウ 特別の利益が寄附金等である場合

- (ア) 財務部財産管理部署は、単一の企業等からの500万円超/年度の寄附金等のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)を四半期ごとに3部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付。
- (イ) 当該リストにある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合は、3部署は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡。

エ 特別の利益が受託研究・共同研究・学術指導・特別共同研究事業である場合

- (ア) 産学連携部共同研究等担当部署は、200万円超/件・年度の受託研究等のリスト(当該年度を含めて過去3年度分)を四半期ごとに財務部契約担当部署、附属病院契約担当部署、利益相反・輸出管理マネジメント室に送付。
- (イ) 当該リストにある企業等に関係した物品購入や役務提供の申込みがあった場合は、財務部契約担当部署、附属病院契約担当部署は、利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡。

(2) 大学の意思決定権者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

大学の物品購入、役務提供、受託研究等の契約の意思決定権者が当該意思決定に関連して自ら相手方企業等との間で特別の利益を保有している場合には、利益相反アドバイザーに連絡。

単一企業等からの個人的な利益(配偶者及び生計を一にする2親等内の親族を含む。)が単年度当たり合計100万円以上であるときに限る(当該年度を含み過去3年度分を申告。)。株式等については、未公開株式の保有の場合は1株以上、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象(新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。)



ここでいう「企業等」には公共機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)を含みません。また、リストは四半期が経過した後速やかに関係部署に送付します。

なお、担当部署から利益相反アドバイザーに連絡された案件について、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報(知的財産の保有状況や実施料収入、株式等の保有状況、寄附金等の受入れ状況等)を特別の事情のない限り公開し、透明性の確保に努めます。

IV. 研究計画の利益相反に関する審査

ヒトを対象とした研究や厚生労働省の科学研究費補助金を申請する際の研究計画などの個別研究計画に関して利益相反マネジメントが要求される場合には、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、部局ごとに審査を実施します。部局によって利益相反委員会、あるいは、研究倫理審査委員会が利益相反の審査を行うことになっています。

なお、臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が 2018 年 4 月 1 日に施行され、同法に基づく臨床研究を実施する場合は、「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」の定めに従って利益相反マネジメントを行う必要があります。この場合は本学の臨床研究推進センターが窓口になっています。



V. 利益相反マネジメントと研究大学、産学連携

利益相反は、大学が社会との連携を深めていく上で日常的に生じ得ることであり、それらを放置することなく適切に対処することは、大学が社会からの信頼を維持し、職員等の名誉を確保していくためには無くてはならない活動です。特に、筑波大学が最先端の研究を推進する世界有数の研究大学を目指す上で不可欠の基盤を成すものといえます。

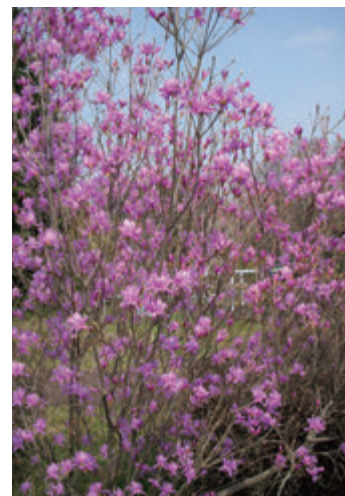
職員等にとって、個人的利益の報告義務があったり、委員会の審査を受けたりすることが伴いますので負担に感じることもあるかもしれませんが、利益相反マネジメントは、職員等の名誉を守るものであり、安心して研究教育活動等に打ち込める環境を形成することを目指しています。

産学連携活動は、大学が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つです。

利益相反マネジメントは、決して産学連携活動を抑制することが目的ではありません。むしろ、利益相反マネジメントを十分に、かつ、適正に実施することにより、大学に対する社会一般の信頼を確保し、それによって、産学連携を促進する効果を持つことを期待したものです。

すなわち、個別のケースごとの判断で何事も事なかれ主義で処理していった場合、問題は解消するかもしれませんが、それによってせっかく芽生えつつある産学連携の芽を摘んでしまう可能性があります。したがって、むしろ利益相反マネジメントは産学連携を促進する役割を担うという意識を持って、そこから個別判断を導いてくることが重要であり、産学連携と利益相反マネジメントは、大学にとって、車の両輪の関係にあるとみるべきです。

以上のことから、利益相反マネジメントについては、筑波大学として、全学的な課題として、組織的かつ効果的に取り組んでいくことが求められています。



Ⅵ. 利益相反に関する基本的ルール

1. 金銭的利益に関する透明性の確保のルール

金銭的利益に関する透明性の確保のルールとは、個人としての利益相反マネジメントにおいては、職員等が外部の企業等から受けた個人的な利益について、特定の条件に該当するものについては、学内で報告の義務を負うこととし、その結果については、個人のプライバシーを侵害しない範囲で、外部に公表していく取扱いをすることです。

このような取扱いをすることによって、大学として、職員等の利益相反の事実関係を把握し、是正措置を取るべきものと、そうでないものを区分し、是正措置を取るべきものについては、必要に応じ利益相反委員会で審議するなどして、しかるべき措置を取っていくことができることとなります。

また、組織としての利益相反マネジメントにおいてもできる限り情報公開に努め、利益相反委員会や利益相反アドバイザリーボードにおける審議結果についても個人のプライバシーとして尊重しなければならない事項を除いて公開することが基本です。

2. 意思決定に関する公正の確保のルール

意思決定に関する公正の確保のルールとは、大学と企業等との特別な関係について、そのような特別な関係を持つかどうかの大学としての意思決定を行う際に、当該企業等から特定の個人的利益を得ている職員等が存在するときは、当該職員等をその意思決定に参画させないようにすることです。このような措置を取るのには、仮に、当該職員等を意思決定に参画させた場合に、実際には大学の利益が損なわれることがないとしても、それによって、大学の意思決定の公正に対する社会的信頼が揺らぐ可能性があるからです。

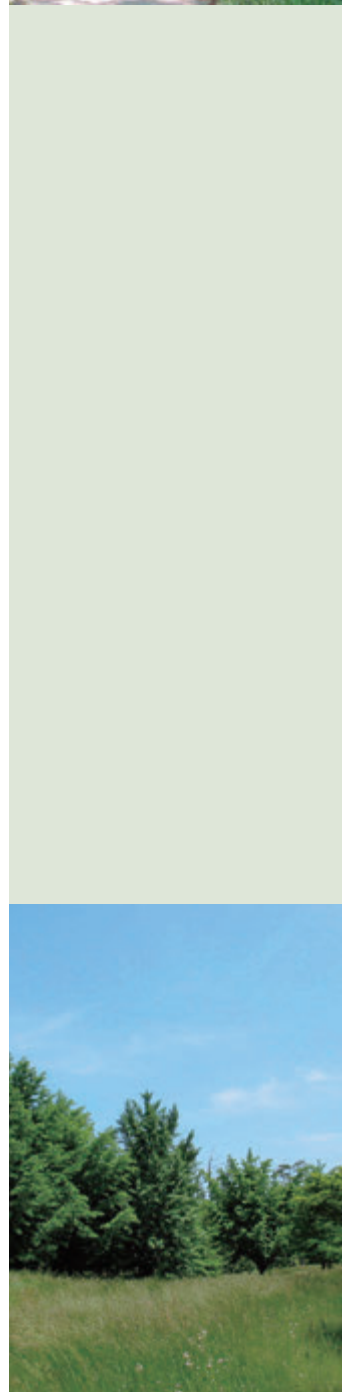
3. 職務の責任に応じた取扱いに関するルール

大学の職員等の中でも、特に大学の意思決定に参画し得る立場の者や産学官のリエゾン活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している職員等に比較して、利益相反に関して重い責任を負っているといえます。

したがって、各職員等からの報告に基づいて利益相反に関する対処方法を検討するに際しても、他の一般の職員等であれば問題のないような事柄でも、これらの職員等については、場合によっては、利益相反関係の解消を求めることがあり得ることになります（例えば、株式の譲渡や、兼業先の役員辞任等）。

4. 組織としての利益相反への対応

大学自身の利益については問題が生じた場合は深刻化しやすく、上記ルール（透明性の確保、意思決定時の配慮、幹部職員への対応等）を基本姿勢とした対応が必要となります。



平成16年12月20日
知的財産委員会
改正：平成18年12月1日
利益相反防止委員会
改正：平成21年8月6日
利益相反委員会
改正：平成26年4月1日
改正：平成28年2月18日
学長決定

国立大学法人筑波大学における個人としての 利益相反ポリシー

1. 趣旨

近年、産学連携の重要性が広く認識されるようになり、それに伴い、利益相反の問題もまた注目を集めるようになった。

そもそも「利益相反」とは、一般には、「責任ある地位に就いている者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突」^(注1)と捉えられている。このように、利益相反は、必ずしも産学連携に関係する局面だけで起こる問題とは限らない。しかし、実際には、「個人的な利益」は、外部の組織、特に企業からの研究資金としてもたらされることが多く、したがって、利益相反の問題は、産学連携活動を積極的に推進すればするほど、金銭的利益相反として起こることが多くなる。

産学連携は、大学が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであり、そのため、今後ともその拡充を図っていく必要がある。しかし、他方で、それによってかえって大学に対する社会一般からの信頼を損なうことのないよう、十分に注意しなければならない。

すなわち、利益相反の問題に対しては、それを取扱うシステムとルールを構築し、一方では、産学連携に対する取組みを萎縮させることのないようにするとともに、他方では、大学に対する社会的信頼の確保に配慮しなければならない。このたびの利益相反ポリシーの作成は、まさにこのことを目的としている。

また、利益相反については、大学という組織に関して起こる利益相反と、個人としての利益相反の二通りがある。ここでは、当面本学において現実に問題の起こることが多いとみられる個人としての利益相反のみを対象とする。

なお、組織としての利益相反ポリシーについては、別に定める^(注2)。

2. 定義

この利益相反ポリシー作成の目的が上述のとおりであることから、ここでは、利益相反を以下のように定義する。

利益相反とは、教職員が企業等から得る利益と大学における当該教職員の責任が両立し得ない状況をいう。ここでいう「企業等から得る利益」が、「企業等にもっている責任」である場合は、「責務相反」という。通常、広義での利益相反には責務相反が含まれることが多く、この「利益相反ポリシー」においても、責務相反を含めて取り扱うこととする。

3. 利益相反問題の特性

以上のように、利益相反とは、個人としての教職員が置かれている特別な状況のことを指しており、現実に大学の利益の損失や法令違反の問題に直結するわけではない。重要なことは、そのような特別な状況に起因して、社会一般から実際に大学の利益が損なわれているかのように見えること（アピアランス）であり、そしてそれにもかかわらず、大学として何ら有効な手段を講じないために、大学に対する社会的信頼が損なわれることである。したがって、利益相反については、現実に大学の利益が損なわれる前に、事前の予防措置を講じることが重要な課題となってくる。

(注1) 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ「利益相反ワーキング・グループ報告書」(平成14年11月1日) p.4

(注2) 国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー (平成28年2月18日 学長決定)

4. 利益相反ポリシーの構成

利益相反問題においては、以上のように、大学にとってのアピアランスが大切であり、事前の予防措置が重要である。そのためには、利益相反問題のマネジメント・システムを構築することが、第一に必要なことである。そして、そのマネジメント・システムを運用するための、明瞭で簡潔なルールを制定することが次の課題となる。

5. 対象者の範囲

(1) ポリシーの対象者

この利益相反ポリシーは、第一に、職員(大学教員及び産学官連携に従事しているその他の大学職員)が対象である。しかし、それだけでなく、大学の管理運営に責任者として携わっている者(大学の意思決定に関与する権限を有する者)及び専門職であるマネージャー・コーディネータ等も対象者となりうる。(以下「職員等」という。)

また、大学院生やポスドクであっても、大学と雇用関係にある者(例えば、リサーチアシスタントや産学連携活動に携わる研究員など)については、利益相反ポリシーの対象者となりうる。学生については、このように利益相反ポリシーの対象者としてこのポリシーの遵守を求められる立場と、このポリシーによって守られる立場との二つがある。

(2) 教育面における配慮の重要性

大学の主要な活動である教育面においても、利益相反問題が生じるおそれがある。例えば学生・大学院生等の自由な意思に基づかない産学連携活動への参加や、特許等知的財産の保護のため、学生・大学院生等に長期間秘密保持を強制するなどといった事例が考えられる。これらの点については、産学連携活動等により、学生等の自由な活動を妨げることをしないよう、日常の産学連携活動等において十分配慮しなければならない。

6. 個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの枠組み

(1) 基本的考え方

個人としての利益相反に関するマネジメント・システムの基本的考え方は、第一に、個人的利益に関連して透明性を確保することであり、第二に、問題の生じる可能性のあることについて事前に予防措置を取りうる体制を作ることである。また、第三に、そこで適用される単純で明快なルールを作成することである。

また、これらのマネジメント・システムについては、学内の職員等に対して十分な啓発活動を行うとともに、状況の変化に対応できるよう、随時見直しを行うことも重要である。

(2) 金銭的情報に関する報告義務

職員等は、毎年5月中旬に、前年度の1年間(前年度4月1日から3月31日まで)に、企業等から受けた特定の金銭的利益について、所属する系の長等を経由して学長に対して報告する義務を負うものとする。特定の金銭的利益については別に定める。なお、この場合における特定の金銭的利益については、職員等本人のみならず、その配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が受けたものを含むものとする。

(3) 職員等から提出された金銭的情報の記録・保存

職員等から提出された金銭的情報については、利益相反・輸出管理マネジメント室において、適切に管理し、利益相反委員会や利益相反アドバイザーボードにおける審議結果とともに、記録として少なくとも10年間関係書類を保存するものとする。

(4) 利益相反アドバイザーによる事実関係の検討

利益相反・輸出管理マネジメント室に利益相反アドバイザーを置く。利益相反アドバイザーは後述の利益相反ルールに従い、職員等から提出された金銭的情報について検討する。その際に、必要があると認めるときは、利益相反アドバイザーは、関係する職員等をヒアリングすることができる。これらの調査の結果、特に十分な議論が必要であると考えるときは、利益相反委員会に報告する。

(5) 利益相反委員会の設置

ア. 利益相反・輸出管理マネジメント室に、利益相反に関する最終的な権限と責任を有する機関として、研究を担当する副学長を委員長とする利益相反委員会を設置する。利益相反委員会の構成については、別に定める。

イ。利益相反委員会は、利益相反アドバイザーの報告をもとに、関係職員等のヒアリング等を通じ事実関係を把握し、当該利益相反が大学として許容できるかどうかを判断する。大学として、その状況を許容できないと判断した場合には、適切な対応策を決定する。場合によっては、金銭的利益の放棄(株式の譲渡、兼業先の役員辞任等)や、研究プロジェクトへの不参加を勧告することもありうる。また、職員等からその判定についての異議が提出されたときは、利益相反委員会は、必要に応じて適宜情報収集を行い、再度検討を加えて新たな勧告をすることもありうる。再審査にあたっては、外部の有識者によって構成される後述の利益相反アドバイザリーボードの意見を聞くなどの仕組みが必要である。

(6)外部への説明責任

利益相反マネジメントのために各職員等から提出された情報については、プライバシーに関わる部分は、原則として不開示情報として運用される。しかし、これら以外の、例えば統計的に処理した情報などについては、利益相反委員会において、毎年定期的に作成し、外部に公表していくことが考えられる。

7. 責務相反

責務相反とは、上述のように、職員等が企業等にも負っている責任と大学における当該職員等の責任が両立し得ない状況をいう。したがって、責務相反の前提として、大学における職員等の職務遂行責任の内容を、特に産学連携活動との関連で明らかにする必要がある。

(1)兼業の趣旨

職員等の兼業については、その社会的意義を認め、職員等の有する優れた知識及び経験を産業界への連携及び地域貢献に積極的に活用し広く社会に還元することに配慮しなければならない。

(2)兼業の制限

職員等は、法人に届け出ることにより、勤務時間内又は勤務時間外に法人の職務でない職務又は法人の事業でない事業に従事することができる。ただし、勤務時間内に兼業して報酬を得るときは、当該職員等の給与を減額することができるものとされている。

なお、筑波大学では、兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の3割を超えないようにしなければならない。これは、勤務時間外の兼業にも適用される。

8. 利益相反問題に対処するための基本的ルール

上述のように、利益相反問題に対処するためには、そのマネジメント・システムを構築することと、それらを運用するための基本的なルールを作成することが必要である。ここでは、その具体的なルールを提示する。

(1)個人的利益に関する透明性の確保のルール

個人的利益に関する透明性の確保のルールとは、職員等が外部の企業等から受けた個人的な利益について、特定の条件に該当するものについては、学内で報告の義務を負うこととし、その結果については、個人のプライバシーを侵害しない範囲で、外部に公表していくことである(前掲6(2)及び(6)を再掲)。このような取扱いをすることによって、大学として、職員等の利益相反の事実関係を把握し、是正措置を取るべきものと、そうでないものを区分し、是正措置を取るべきものについては、利益相反委員会で審議して、是正措置を取っていくことができることとなる。

(2)意思決定に関する公正の確保のルール

意思決定に関する公正の確保のルールとは、前掲6(2)に基づき別に定める大学と企業等との特別な関係について、そのような特別な関係を持つかどうかの大学としての意思決定を行う際に、当該企業等から特定の個人的利益を得ている職員等が存在するときは、当該職員等をその意思決定に参画させないようにするということである。このような措置を取るのとは、仮に、当該職員等を意思決定に参画させた場合に、実際には大学の利益が損なわれることがないとしても、それによって、大学の意思決定の公正に対する社会的信頼が揺らぐ可能性があるからである。

(3)職務の責任に応じた取扱いに関するルール

大学の職員等の中でも、特に大学の意思決定に参画する立場の者や産学官のリエゾン活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している職員等に比較して、利益相反に関して重い責任を負っているといえる。したがって、各職員からの報告に基づいて利益相反に関する対処を検討するに際しても、他の一般の職員等であれば問題のないような事柄でも、これらの職員等については、場合によっては、利益相反関係の解消を求めることがありうることになる(例えば、株式の譲渡や、兼業先の役員辞任等)。

9. 利益相反・責務相反マネジメントにおける留意点

利益相反・責務相反マネジメントを実施するに当たっては、特に、以下の点に留意する必要がある。

(1)外部有識者によるアドバイザリーボードの設置

利益相反アドバイザー及び利益相反委員会は、いずれも大学内部の職員等により構成される組織であり、したがって、そこでの判断は、ときには社会一般の見解とは異なったものとなる可能性がある。したがって、外部の有識者の諮問機関として利益相反アドバイザリーボードを設置することが必要となる。アドバイザリーボードは、利益相反委員会の判定に対する異議申立てについての控訴審的な役割を果たすほか、学内の利益相反委員会と定期的に意見交換をするなど、大学自身が利益相反マネジメントの客観性を維持するのを支援する役割を担うことになる。

(2)利益相反マネジメントと産学連携の促進

これまで見てきたように、利益相反マネジメントは、決して産学連携活動を抑制することが目的なのではない。むしろ、利益相反マネジメントを十分に、かつ、適正に実施することにより、大学に対する社会一般の信頼を確保し、それによって、産学連携を促進する効果を持つことを期待したものである。すなわち、個別のケースごとの判断で何事も事なかれ主義で処理していった場合、問題は解消するかもしれないが、それによってせっかく芽生えつつある産学連携の芽を摘んでしまう可能性がある。したがって、むしろ利益相反マネジメントは産学連携を促進する役割を担うという意識を持って、そこから個別判断を導いてくることが重要であり、産学連携と利益相反マネジメントは、大学にとって、車の両輪の関係にあるとみるべきであろう。

10. 研究計画の利益相反に関する審査について

ヒトを対象とする研究をはじめ研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第47条第1項に規定する系又は同規則第62条第1項に規定する附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において、行うものとする。

〔平成17年9月29日〕
〔法人規則第50号〕

改正：平成19年 法人規則第7号
平成19年 法人規則第44号
平成21年 法人規則第48号
平成24年 法人規則第58号
平成27年 法人規則第28号
平成28年 法人規則第12号
平成29年 法人規則第30号
平成30年 法人規則第49号

国立大学法人筑波大学利益相反規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法人規則は、職員等の産学官連携活動等に伴い生じる利益相反問題に適切に対処することにより、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)が行う産学官連携活動を推進するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を保持することを目的とする。

(基本方針)

第2条 利益相反は、法人が社会との連携を深めていく上で日常的に生じ得ることであり、それらを放置することなく適切に対処することは、法人が社会からの信頼を維持し、職員等の名誉を確保していく上で不可欠の課題であるとの認識の下に、産学官連携活動等に伴い生じる利益相反に法人として組織的かつ効果的に取り組んでいくものとする。

2 産学官連携活動は、法人が社会からの多様な要請に応じて課題の解決に貢献していくための重要な手段の一つであることに鑑み、利益相反に取り組むに当たっては、産学官連携活動を委縮させることのないよう、留意しなければならない。

(定義)

第3条 この法人規則において「職員等」とは、法人の役員及び職員をいう。

2 この法人規則において「産学官連携活動」とは、次の各号のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 受託研究(国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則(平成16年法人規則第41号。以下この号及び次項において「外部資金研究取扱規則」という。)第2条第1号に規定する受託研究をいう。以下同じ。)、共同研究(外部資金研究取扱規則第2条第2号に規定する共同研究をいう。以下同じ。)、学術指導(外部資金研究取扱規則第2条第3号に規定する学術指導をいう。以下同じ。)、特別共同研究事業(外部資金研究取扱規則第2条第4号に規定する特別共同研究事業をいう。以下同じ。)その他の法人と企業等が連携して行う研究その他の活動
- (2) 法人が受け入れる寄附金等(国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程(平成18年法人規程第32号)第1条に規定する寄附金等をいう。ただし、寄附者が個人名義のものを除く。以下同じ。)
- (3) 職員等が、企業等において自らの研究の成果等を活用して研究その他の活動を行うため、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則(平成17年法人規則第7号)その他の法人の規則の規定に基づき、法人の許可を受け、又は法人に届け出て行う兼業
- (4) 職員等が、法人における研究の成果等を活用して事業を行う企業等に対してする出資
- (5) 法人が、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第2条第1項の特定大学技術移転事業に対して行う出資
- (6) 法人が、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第22条に基づいて行う出資並びに人的及び技術的援助の業務

- (7) 職員等又は法人が、自ら有する知的財産権(国立大学法人筑波大学知的財産規則(平成16年法人規則第12号)第2条第1項に規定する知的財産権をいう。)を企業等を実施させ、又は譲渡する行為
- 3 この法人規則において「企業等」とは、外部資金研究取扱規則第1条に規定する企業等をいう。

第2章 業務の実施体制

(利益相反に関する業務を行う特別な組織)

第4条 法人に、利益相反に関する業務(利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る業務を含む。)を一体的に行うため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第35条第1項に規定する特別な組織を置く。

- 2 前項の特別な組織に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反委員会の設置)

第5条 前条第1項の特別な組織に、利益相反に関する事項を審議するため、学内の各部局からの推薦に基づき学長が指名する大学教員その他の職員等により構成する利益相反委員会を置く。

- 2 利益相反委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反アドバイザーボードの設置)

第6条 第4条第1項の特別な組織に、利益相反委員会の審議の適正と客観性を担保するため、第12条第1項の学長の勧告に対する職員等の異議申立てその他利益相反に関する事項を審議する機関として、外部の有識者により構成する利益相反アドバイザーボードを置く。

- 2 利益相反アドバイザーボードの組織及び運営に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(利益相反アドバイザーの設置)

第7条 第4条第1項の特別な組織に、利益相反に関する企画、調査研究、アドバイス等の支援、普及等の業務に従事するため、利益相反アドバイザーを置く。

- 2 利益相反アドバイザーの指名その他その設置に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第3章 研究計画の利益相反に関する審査

(研究計画の利益相反に関する審査)

第8条 ヒトを対象とする研究その他研究計画の利益相反に関する審査については、それぞれの専門とする研究分野に関連して審査するため、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則第47条第1項に規定する系又は同規則第62条第1項に規定する附属病院に置かれる利益相反委員会又は研究倫理審査委員会において、行うものとする。

第4章 個人としての利益相反

(個人としての利益相反の定義)

第9条 この法人規則において「個人としての利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 職員等の企業等から得る産学官連携活動に係る個人的な利益が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。
- (2) 職員等の産学官連携活動に係る兼業(第3条第2項第3号に規定する兼業をいう。以下同じ。)先に対する責任が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。

(個人的な利益の報告)

第10条 職員等は、各年度において、第1号のいずれかに該当する企業等から、第2号のいずれかに該当する産学官連携活動に係る個人的な利益を受けたとき(当該職員等の配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が個人的な利益を受けたときを含む。以下同じ。)は、別に定める様式による自己申告書を、翌年度の5月末日までに、所属長を経由して(所属長がない場合にあつては、直接)学長に報告しなければならない。ただし、第1号のいずれかに該当する企業等が企業以外の公共的機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)であるときは、この限りでない。

(1) 企業等

- ア 法人の研究成果の移転を受けている企業等(当該年度を含めて過去10年間に移転を受けた企業等をいう。)
- イ 法人に対し受託研究を委託し、法人と共同研究又は特別共同研究事業を行い、法人から学術指導を受け、又は法人に対して寄附金等を贈与し、その他法人と契約関係にある企業等(当該年度を含めて過去3年間にこれらの関係があった企業等をいう。)
- ウ 法人から出資又は人的及び技術的援助を受けている企業等(出資については株式等保有も含む。当該年度を含めて過去10年間にこれらの関係があった企業等をいう。)
- エ 法人に対し物品又は役務を提供している企業等(当該年度を含めて過去3年間に提供した企業等をいう。)

(2) 産学官連携活動に係る個人的な利益

- ア 兼業に係る報酬、研究成果の実施料収入若しくは売却による収入(国立大学法人筑波大学職務発明規程(平成16年法人規程第5号)第10条の規定に基づき法人により支払われる補償金を除く。)又は企業等から若しくは企業等の資金を原資として法人から給与の全部若しくは一部が支払われるとき当該給与の全部若しくは一部(企業等から得たこれらの個人的な利益が合計100万円以上であるときに限る。)
- イ 株式等(株式が未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式にあつてはすべて。公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。以下同じ。)の保有(当該年度前に取得した株式等の保有を含む。)

(審査の付託及び勧告)

第11条 学長は、職員等から前条の報告があつた場合は、必要に応じて、事実関係の調査及び次の各号に掲げる措置を勧告すべきか否かの審議を、第4条第1項の特別な組織に付託するものとする。

- (1) 兼業先企業等の役員の辞任
- (2) 株式等の譲渡
- (3) 産学官連携活動の計画変更
- (4) その他必要な措置

2 学長は、前項の審議の結果、職員等の行為が産学官連携活動の公正な実施を阻害するとともに、法人及び職員等の社会的信用及び名誉を毀損するおそれがあると判断したときは、当該職員等に対し、前項に規定する措置を勧告することができる。

(異議申立て)

第12条 職員等は、前条第2項の勧告に不服があるときは、学長に対し、異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、勧告を受けた日の翌日から起算して30日以内に行なければならない。

3 第1項の異議申立てがあつたときは、学長は、当該異議申立てについて、利益相反アドバイザリーボードに付託するものとする。

第13条 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由がないとされたときは、学長は、異議申立てをした職員等に対し、その旨を通知するものとする。

2 前条第3項の付託に係る審議の結果、異議申立てに理由があるとされたときは、学長は、当該勧告を取り消し、又は変更するものとする。

第5章 組織としての利益相反

(組織としての利益相反の定義)

第14条 この法人規則において「組織としての利益相反」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。
- (2) 法人のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長又は研究科長、学群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他法人の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること。

(法人が外部との関係で特別の利益を保有している場合)

第15条 法人が外部の企業等に対して知的財産権若しくは株式等を保有している場合又は外部の企業等から寄附金等を受けている場合等において、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約を締結しようとするときは、法人の契約担当役又はその権限を委任された者(専決者又は代理決裁者を含む。)は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

- 2 前項の連絡を受けた利益相反アドバイザーは、契約の締結が適切かどうかを判断し、不適切であると判断した場合は、その旨契約担当部署に連絡するものとする。適切であると判断した場合でも、利益相反の状況の軽減に資する措置を助言することができる。
- 3 前項の場合において、利益相反アドバイザーは、事案の重要性及びその深刻度に応じて、判断をする前に、利益相反委員会又は利益相反アドバイザリーボードと協議することができる。なお、利益相反アドバイザーが、自ら取るべき措置を判断した場合においては、直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードに報告し、その了承を得なければならない。

(法人の意思決定権者が外部との関係で特別の利益を保有している場合)

第16条 学長、理事、副学長又は研究科長、学群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)が外部の企業等から金銭的利益を得ている場合又は外部の企業等と特別の関係にある場合等において、法人が当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約等を締結しようとするときは、当該意思決定を行う権限を有する者(権限の委任を受けた者又は専決者若しくは代理決裁者を含む。)は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、利益相反アドバイザーが前項の連絡を受けた場合に、準用する。

(関係部局等による情報の共有)

第17条 単一の企業等から年度当たり一定額を超える寄附金等を受け取った場合は、別に定めるところにより、関係部局等において情報を共有するとともに、当該部局等の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合においても、研究倫理審査を行うに当たっては、当該情報の有無を確認するものとする。

- 2 組織としての利益相反マネジメントを行うために必要な産学官連携活動に関する情報については、別に定めるところにより、関係部署において情報を共有するものとする。

第6章 雑則

(情報の公開)

第18条 利益相反に関しては、法人においてできる限り情報公開に努め、特に、利益相反委員会及び利益相反アドバイザリーボードにおける審議結果については、個人情報として保護しなければならない事項を除いて、公開するものとする。

(文書の管理及び保存)

第19条 利益相反に関する文書は、第4条第1項の特別な組織において、適切に管理するとともに、原則として10年間保存するものとする。

(委任)

第20条 この法人規則に定めるもののほか、利益相反に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規則は、平成17年11月1日から施行する。
- 2 平成18年5月末日までにする個人的な利益の報告は、第4条の規定にかかわらず、この法人規則の施行日から平成18年3月末日までに受けた産学官連携活動に係る個人的な利益に限るものとする。

附 則(平19. 2. 22法人規則7号)

この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平19. 7. 27法人規則44号)

この法人規則は、平成19年7月27日から施行する。

附 則(平21. 9. 24法人規則48号)

この法人規則は、平成21年9月24日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平24. 9. 27法人規則58号)

この法人規則は、平成24年9月27日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学利益相反規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平27. 4. 23法人規則28号)

1. この法人規則は、平成27年5月1日から施行する。
2. 国立大学法人筑波大学利益相反に関する法人細則(平成19年法人細則第2号)は、廃止する。

附 則(平28. 2. 18法人規則12号)

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29. 9. 21法人規則30号)

この法人規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平30. 10. 25法人規則49号)

この法人規則は、平成30年11月1日から施行する。

平成 30 年 10 月 26 日
研究担当副学長決裁
年 月 日

自 己 申 告 書

学 長 殿

所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____

国立大学法人筑波大学利益相反規則第 10 条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- 1 申告対象期間 年 4 月 1 日～ 年 3 月 31 日
2 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容（配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。）

企業等の名称及び住所	国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」という。）と企業等との関係（該当するものに○を付す。アからカの関係は、申告対象期間以前の関係も含む。（注）2 参照。）		
	ア	筑波大学の研究成果の移転を受けている。	
	イ	筑波大学と受託研究、共同研究、学術指導、特別共同研究事業等において契約関係がある。	
	ウ	筑波大学に対して寄附金等を提供している。	
	エ	筑波大学に対して物品又は役務を提供する関係にある。	
	オ	筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている。	
	カ	その他：（具体的に）	
	利益の種類（該当するものに○を付す。）	金額等（金額又は株式等の保有数等を記入する。）	
		兼業によるもの	（円）
		研究成果の実施料若しくは売却によるもの	（円）
		給与の全部又は一部の支払い	（円）
	株式等の保有		

（注）

- 企業 1 社について 1 枚に記入する。
- 筑波大学と企業等との関係については、ア及びオについては当該年度を含めて過去 10 年間、それ以外については当該年度を含めて過去 3 年間の関係。

3. 企業等が企業以外の公共的機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)であるときは、申告の必要はない。
4. 「寄附金等」とは寄附金、研究助成金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等のことをいう(「国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程(平成18年法人規程第32号)」)。ただし、寄附者が個人名義のものを除く。
5. 本様式に記入を必要とする個人的な利益のうち金銭的な利益については、同一の年度内に企業等から得たこれらの個人的な利益(兼業報酬、実施料等、給与)が合計100万円以上であるときに限る。(単一の企業等の場合のみならず複数の企業等から個人的な利益を得た結果、同一の年度内にこれらの企業等から得た利益の合計が100万円以上である場合を含む。)
6. 個人的な利益については、職員等本人のみならずその配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が得た場合も報告義務の対象となっており、これらの場合は、自己申告書の様式中「金額等」の項のそれぞれ該当する欄に、かっこ書き<< (配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇〇〇円)又は(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇株)>>により、金額又は株式保有数等を記入するものとする。
7. 兼業によるものの利益には診療又は教育兼業に係る報酬を除き、原稿料又は講演謝金を含む。
8. 研究成果の実施料若しくは売却による利益については、国立大学法人筑波大学職務発明規程(平成16年法人規程第5号)第10条の規定に基づき筑波大学により支払われる補償金を除く。
9. 給与の全部又は一部の支払いとは、外部資金職員やクロスアポイントメント制度の利用などにより、給与は筑波大学から支払われるが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合(クロスアポイントメント制度により企業等から直接給与の全部又は一部を受け取る場合を含む。)や、配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が当該企業等から給与を受けている場合を指す。配偶者及び生計を一にする二親等内の親族の場合は上記注6と同様にかっこ書きにする。
10. 株式等とは、未公開株式か公開株式かを問わない。未公開株式の保有の場合は1株以上を対象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。金額等の記入に当たっては、これらの種類を記載するとともに、株式又は新株予約権にあっては株式数を、合同会社等の持分にあっては金額を記入するものとする。

Report of disclosure of individual financial interests

Date: (month) (day), (year)

To the University President

(Affiliation) _____

(Title) _____

(Name) _____

I am reporting the following as stipulated by Article 10 of National University Corporation University of Tsukuba Rules on Conflict of Interest.

1. Covered period: April 1, (year) - March 31, (year)

2. Details of individual financial interests related to university-industry collaborative activities (including spouse and up to second-degree relatives who share the same livelihood)

Name and address of a company etc.	Relationships between the national university corporation the University of Tsukuba (hereinafter referred to as “the University of Tsukuba”) and a company etc. (Add a circle to the left of applicable items. The following relationships include ones held prior to the covered period. See Notes 2.)		
	<input type="checkbox"/>	a. Transferred of the research results held by the University of Tsukuba	
	<input type="checkbox"/>	b. In contractual relationship with the University of Tsukuba such as commissioned research, joint research, academic guidance and special joint research project	
	<input type="checkbox"/>	c. Making donations etc. to the University of Tsukuba	
	<input type="checkbox"/>	d. Providing goods or services to the University of Tsukuba	
	<input type="checkbox"/>	e. Invested or with personnel and technical consultation assisted by the University of Tsukuba	
	<input type="checkbox"/>	f. Others (to specify)	
	Type of financial interests (Add a circle to the left of applicable items)		Amount (monetary amount, number of stocks, etc., held)
	<input type="checkbox"/>	Due to side business at an outside company	(yen)
	<input type="checkbox"/>	Due to licensing fee from or disposal of research results	(yen)
	<input type="checkbox"/>	Payment of all or part of salary	(yen)
<input type="checkbox"/>	Stock holdings etc.		

Notes:

1. Fill out one sheet for each company etc.
2. "Relationships between the University of Tsukuba and a company etc." refers to a 10-year period including the current year as for a. and e., and a 3-year including the current year as for the others.
3. There is no need to file a declaration if "a company etc." is a public institution other than a company (e.g. the national or a local government, a university, an independent administrative agency, etc.).
4. "Donations etc." refers to monetary donations; research subsidies; donation of facilities, equipment or other items; free provision of services etc. (University of Tsukuba Donation Rules (Rule 32 of the 2006 University Rules)). It does not include items given by individuals.
5. "Financial interests" must be included on this form, only if the individual interests (side business payment, licensing fee, payment of all or part of salary) received from entities, such as companies, amount to 1 million yen or more in the single current year. (Covered individual financial interests include the total amount of 1 million yen or more received from not only a single company but also two or more companies during the same fiscal year.)
6. "Financial interests" must be included on this form, even if they are received by a faculty or other staff's spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood. In that case, in the "Amount" section of the form, write the corresponding monetary amount, number of shares, etc., by noting in parenthesis (x yen for spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood) or (x shares for spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood).
7. Interests "due to side business at an outside company" include manuscript or lecture fee, but exclude honoraria for medical service or academic education.
8. Interests "due to licensing fee from or disposal of research results" do not include the compensation paid by the University of Tsukuba in accordance with the stipulations of Article 10, University of Tsukuba Work Invention Rules (2004 University Rule No. 5).
9. "Payment of all or part of salary" must be included on this form when all or part of that is funded by a company etc. though that is paid by University of Tsukuba as in the case of externally funded employee or employment by cross appointment system (including the case of being paid directly by a company etc. through cross appointment system), and also his or her spouse or up to second-degree relatives with a common livelihood are employed by the company. In the case of spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood, they should be written in parentheses as in Note 6 above.
10. "Stock holdings etc." includes both unlisted stocks and publicly traded stocks. For unlisted stocks, this applies to any stock held; for listed stocks, this applies if 5% or more of issued stocks are held. This also includes stock acquisition rights and equity in equity method companies, including limited liability companies, general partnerships, and limited partnerships. When filling in the monetary amount etc., note the type; for stocks or stock acquisition rights, number of stocks; for the equity stake in limited liability companies etc., the monetary amount.

国立大学法人筑波大学における組織としての 利益相反ポリシー

1. 趣旨

近年、産学連携活動が活発化するに伴い、大学が組織として当該活動に参加することが予測され、あるいは、実際に参加する事態も生じるようになった。

例えば、大学が学内で行われた研究成果に関して特許権等の知的財産権を保有しているときに、実施権を企業に許諾し、他方で、当該企業と大学との間で受託研究や共同研究の契約を締結するような場合である。当該企業が大学発ベンチャーである場合は組織としての利益相反の生じる可能性は一層大きくなる。

あるいは、大学が寄附金等の提供を受けている企業に関連する研究を所属教員が実施し、又は、大学と当該企業の間で受託研究や共同研究の契約を締結する場合なども、組織としての利益相反が生じ得る。

さらに、最近では、国立大学法人法(平成15年法律第112号)の改正により国立大学法人が特定研究成果活用支援事業に出資することが可能となるなど、組織としての利益相反マネジメントの必要性が高まっている。

このような国立大学法人を巡る状況の変化に対応して、本ポリシーでは、利益相反マネジメントのうち、特に組織としての利益相反ポリシーについて定めることを目的とする。

2. 組織としての利益相反の定義

(1) 大学における組織としての利益相反とは、大学又は大学のために意思決定を行う権限を有する学長、理事、副学長又は研究科長、学群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局長等が外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えることをいう。

(2) 大学における組織としての利益相反には二つの局面があり、一つは、(a) 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合である。他の一つは、(b) 大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合である。後者の場合は、個人としての利益相反と大学(組織)としての利益相反が同時に生じていることになる(多重利益相反)。

3. 組織としての利益相反マネジメントの基本的考え方

(1) 利益相反マネジメントに共通する基本的考え方

利益相反マネジメントに関する基本的考え方として、事前の予防措置と外見の重視がある。すなわち、個人又は組織が外部との関係において特別の利益を保有していることと、それにより職務上の公正な判断がゆがめられることとの間の因果関係を証明することの困難さから、利益相反マネジメントにおいては、事前の予防措置を重視するとともに、外部の通常人から見た場合に、その特別の利益が職務における公正な判断に影響を与えるおそれのあるように見えるときには、そうした外見だけで予防措置を講じなければならないとする。このことは、個人としての利益相反又は組織としての利益相反のいずれの場合にも共通している。

(2) 組織としての利益相反マネジメントの場合の特性

組織としての利益相反の場合は、仮に利益相反が実害をもたらした場合には、個人としての利益相反の場合に比べて、その影響は大きい。したがって、組織としての利益相反への対応としては、個人としての利益相反の場合よりも、より厳格なものとなるのが通常である。

(3)教育面における配慮の重要性

大学の主要な活動である教育面においても、利益相反問題が生じるおそれがある。例えば学生・大学院生等の自由な意思に基づかない産学連携活動への参加や、特許等知的財産の保護のため、学生・大学院生等に長期間秘密保持を強制するなどといった事例が考えられる。これらの点については、産学連携活動等により、学生等の自由な活動を妨げることをしないよう、日常の産学連携活動等において十分配慮しなければならない。

4. 組織としての利益相反への具体的な対応策

(1)大学自身が外部との関係で特別の利益を保有している場合

大学が外部の企業等に対して知的財産権や株式等を保有している場合又は外部の企業等から寄附金等を受けている場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究若しくは共同研究等を実施するための契約を締結しようとするときは、大学の契約担当部局は、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

この場合において、利益相反アドバイザー若しくは利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードの判断により、物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は受託研究若しくは共同研究等を実施する場合の利益が、当該利益相反状況によりもたらされる不利益を大幅に上回るとされた場合には、当初計画どおり実施することができる。

なお、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報を特別の事情のない限り公開するものとする。

また、企業等から一定金額を超える寄附金等(寄附者が個人名義のものを除く。)を受け取った場合は、別に定めるところにより、関係部局において情報を共有するとともに、当該部局の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合にも、研究倫理審査の上で遺漏のないように必ず情報を確認するものとする。

(2)大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合

学長、理事、副学長又は研究科長、学群長、系長、附属図書館長、附属病院長若しくは附属学校教育局教育長等(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)が外部の企業等から金銭的利益を得ている場合又は外部の企業等と特別の関係にある場合などに、大学が当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究又は共同研究等を実施するための契約等を締結しようとするときは、当該意思決定を行う権限を有する者(専決者又は代理決裁者が決裁を行う場合には、当該者をいう。)は当該利益又は関係に関する情報を、別に定めるところにより、利益相反アドバイザーに連絡するものとする。利益相反アドバイザーの対応は、上記(1)と同様である。

5. 利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードへの報告・了承

利益相反アドバイザーは、上記4の(1)及び(2)の場合において、既に利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードにおいて審議済みである場合を除いて、個別の案件の概要と具体的な対応策について、直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードに報告し、その了承を得なければならない。

6. 利益相反に関する情報の公開

利益相反に関しては、大学においてできる限り情報公開に努めなければならない。利益相反委員会や利益相反アドバイザーボードにおける審議結果についても個人のプライバシーとして尊重しなければならない事項を除いて公開するものとする。

7. 記録の保存期間

上記4の(1)及び(2)の案件に関しては、個別の案件の概要と具体的な対応策、並びに利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードでの審議結果を含めて、当該案件の終了後少なくとも10年間関係書類を、利益相反・輸出管理マネジメント室において保存するものとする。

8. 施行日

このポリシーは、平成28年4月1日から施行する。

国立大学法人筑波大学における組織としての 利益相反ポリシー実施要項

国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー（以下「組織としての利益相反ポリシー」という。）2（1）で定義された「組織としての利益相反」において、「…外部から金銭的利益を得ていること又は外部の企業等と特別の関係にあることが、研究及び教育その他大学の活動に影響を及ぼすおそれのあること、又は影響を及ぼすおそれのあるように見えること」については、その結果として、主に、①研究の客観性が問題となる場合と、②調達等の手続の適正さが問題になる場合がある。本実施要項では主にこの2点について、利益相反マネジメントの具体的な実施手続を定める。なお、本要項において「企業等」とは、企業以外の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）を含まない。

1. 大学自身が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合の取扱い（「組織としての利益相反ポリシー」4（1）の場合）

この場合は状況がある程度限定されており、通常次のケースが考えられる。

- （1）知的財産権：本学が保有する知的財産権を企業等に実施許諾している場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施するための契約を締結するときなど。
- （2）株式等：本学が企業等の株式等を保有している場合などに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施するための契約を締結するときなど。
- （3）寄附金等
 - ア．本学に寄附金や施設設備その他の財物の寄贈等（以下「寄附金等」という。）などを行った企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施するための契約を締結するときなど。
 - イ．本学に寄附金等があった場合、その寄附金等の全部または一部を使用して当該寄附金等を提供した企業等の物品等に関する研究を行う場合など。
- （4）受託研究等：本学と受託研究、共同研究、学術指導又は特別共同研究事業を実施している企業等から物品を購入し、若しくは役務の提供を受けるときなど。

2. 組織としての利益相反ポリシー4（1）の場合の手続

この場合の手続に関しては次のとおりである。

（1）上記「1（1）知的財産権」の場合

産学連携部の知的財産担当部署が、本学の保有する知的財産の一覧、実施先企業等一覧、知的財産収入一覧（当該年度を含めて過去3年度分。当該年度以外の年度は1回の送付で可。以下同様のケースでは同じ。）の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記知的財産担当部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーリーボードに報告し、了承を得るものとする。

なお、連絡を必要とする額は、物品の購入若しくは役務の提供の場合については1件当たり1,000万円超とし、受

託研究等の申込みの場合については1件当たり200万円超とする(以下同じ。)

(2)上記「1(2)株式等」の場合

財務部の財産管理部署が、本学の保有する株式等の一覧と当該株式等に係る収入一覧(当該年度を含めて過去3年度分)の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記財産管理部署から提供された一覧にある株式等保有先等の企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーリーボードに報告し、了承を得るものとする。

(3)上記「1(3)寄附金等のア」の場合

財務部の財産管理部署は、本学に単一の企業等から年度当たり500万円を超える寄附金等があった企業等の一覧^(注1)の最新版(当該年度を含めて過去3年度分)を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記財産管理部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品購入や受託研究等の申込みがあった場合には、上記契約担当部署又は共同研究・受託研究・学術指導担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーリーボードに報告し、了承を得るものとする。

(4)上記「1(3)寄附金等のイ」の場合

各部局の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合にも、研究倫理審査の上で遺漏のないように必ず上記2(3)において指定された情報を確認して審査に反映させるものとする。

また、研究責任者等においては、「1(3)寄附金等のイ」は研究の客観性に疑念を持たれるケースであることを認識し、寄附金等を受け入れる前に、寄附金等ではなく共同研究契約や受託研究契約に切り替えること等を検討するものとする。

(5)上記「1(4)受託研究等」の場合

産学連携部の共同研究・受託研究・学術指導担当部署は、単年度の契約金額が1件当たり200万円超の本学の受託研究・共同研究・学術指導・特別共同研究事業一覧(当該年度を含めて過去3年度分)の最新版を少なくとも四半期ごとに財務部の契約担当部署、附属病院の契約担当部署及び利益相反・輸出管理マネジメント室に送付する。上記共同研究・受託研究・学術指導担当部署から提供された一覧にある企業等に関係した物品の購入若しくは役務の提供の申込みがあった場合には、上記契約担当部署は利益相反・輸出管理マネジメント室に連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーリーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーリーボードに報告し、了承を得るものとする。

(6)その他

上記(1)～(5)のうち、契約等の順序が前後しているが疑念がある場合(例えば、共同研究を実施しているところから寄附金等の申込みがあった場合など)は、随時利益相反アドバイザーに連絡するものとする。

(注1) 寄附者が個人名義のものを除き、単一の企業等から年度当たり500万円を超える寄附金を受け取った場合は関係部局において一覧を作成して情報を共有する。情報の内容は少なくとも寄附年月日、寄附者、寄附の目的、寄附金額を含むものとする。

3. 大学のために意思決定を行う権限を有する者が外部の企業等との間で特別の利益を保有している場合の取扱い(組織としての利益相反ポリシー4(2)の場合)

大学のために物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は受託研究等を実施するための契約等を締結する意思決定を行う権限を有する者(専決者又は代理決裁者が決裁を行う場合には、当該者をいう。)が当該意思決定に関連して自ら相手方企業等との間で特別の利益を保有している場合(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)には、利益相反アドバイザーに連絡する。連絡を受けた利益相反アドバイザーは、事案の性質や影響度の大きさ等を勘案して、利益相反委員会又は利益相反アドバイザーボードと事前に協議する必要があるかどうかを検討し、その必要がないと判断した場合は、自ら判断し、その結果を直近に開催される利益相反委員会及び利益相反アドバイザーボードに報告し、了承を得るものとする。

4. 組織としての利益相反ポリシー4(2)の場合の手続

(1) 報告の様式

報告の様式は、別記様式1を使用するものとする。

(2) 記載方法

単一の企業等から得たこれらの個人的な利益(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。)が単年度当たり合計100万円以上であるときに限る(当該年度分については既払い分のみを記載し、将来の見込み収入は含まない。)。また、当該年度を含み過去3年度分を申告する。これとは別に、株式等を保有している場合については、未公開株式の保有の場合は1株以上を対象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。

5. 組織としての利益相反ポリシー4(1)における連絡された案件に関する情報の公開

担当部局から利益相反アドバイザーに連絡された案件について、当初計画どおり実施する場合においては、大学自身が保有する特別の利益に関する情報(知的財産の保有状況や実施料収入、株式等の保有状況、寄附金等の受入れ状況等)を特別の事情のない限り公開するものとする。公開の様式は別記様式2とする。

6. その他

贈与等にかかわる個人的な利益の取扱いについては、国立大学法人筑波大学職員倫理規則(平成17年法人規則第22号)を厳守すること。

7. 施行日

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平29. 9. 21)

この実施要項は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平30. 10. 26)

この実施要項は、平成31年4月1日から施行する。

自 己 申 告 書

学 長 殿

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____

国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー第4条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- 1 申告対象期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 2 産学官連携活動に係る個人的な利益の内容（配偶者及び生計を一にする二親等内の親族を含む。）

企業等の名称及び住所	企業等の申込み（該当するものに○を付す）	
	ア	国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」という。）の研究成果の移転
	イ	受託研究
	ウ	共同研究
	エ	学術指導
	オ	特別共同研究事業
	カ	寄附金等
	キ	筑波大学に対する物品又は役務の提供
	ク	筑波大学の出資又は人的及び技術的支援
	ケ	その他：（具体的に）
	利益の種類（該当するものに○を付す。（注）4参照。）	
	兼業によるもの	（円）
	具体的内容 （別添でも可）	
	研究成果の実施料若しくは売却によるもの	（円）
	具体的内容 （別添でも可）	
	給与の全部又は一部の支払い	（円）
	具体的内容 （別添でも可）	
	株式等の保有	
	その他	具体的に：

(注)

1. 企業1社について1枚に記入する。
2. 企業等が企業以外の公共的機関(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等)であるときは、申告の必要はない。
3. 「寄附金等」とは寄附金、研究助成金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等のことをいう(「国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程(平成18年法人規程第32号)」)。ただし、寄附者が個人名義のものを除く。
4. 企業等の申込みについては、共同研究契約書等、関係する契約書類等を添付する。
5. 本様式に記入を必要とする個人的な利益のうち金銭的な利益については、単一の企業等から得たこれらの個人的な利益(兼業報酬、実施料等、給与)が単年度当たり合計100万円以上であるときに限る(当該年度分については既払い分のみを記載し、将来の見込み収入は含まない)。また、当該年度を含み過去3年度分を申告する。記載が複数年にわたる場合は番号を付して金額と内容が照合できるようにする。
6. 個人的な利益については、職員等本人のみならずその配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が得た場合も報告義務の対象となっており、これらの場合は、自己申告書の様式中「金額等」の項のそれぞれ該当する欄に、かっこ書き<< (配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇〇〇円)又は(配偶者及び生計を一にする二親等内の親族〇〇株)>>により、金額又は株式保有数等を記入するものとする。
7. 兼業によるものの利益には診療又は教育兼業に係る報酬を除き、原稿料又は講演謝金を含む。また、その具体的内容については、本学に提出した兼業届のコピーを提出してもよい(短期間の兼業について依頼文等で届け出た場合はそのコピーでも可)。届け出た報酬額と実際の報酬額が異なる場合は実際の報酬額に訂正して提出する。
8. 研究成果の実施料若しくは売却による利益については、国立大学法人筑波大学職務発明規程(平成16年法人規程第5号)第10条の規定に基づき筑波大学により支払われる補償金を除く。
9. 給与の全部又は一部の支払いとは、外部資金職員やクロスアポイントメント制度の利用などにより、給与は筑波大学から支払われるが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合(クロスアポイントメント制度により企業等から直接給与の全部又は一部を受け取る場合を含む。)や、配偶者及び生計を一にする二親等内の親族が当該企業等から給与を受けている場合を指す。配偶者及び生計を一にする二親等内の親族の場合は上記注6と同様にかっこ書きにする。
10. 株式等とは、未公開株式か公開株式かを問わない。未公開株式の保有の場合は1株以上を対象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の5%以上を対象とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。金額等の記入に当たっては、これらの種類を記載するとともに、株式又は新株予約権にあっては株式数を、合同会社等の持分にあっては金額を記入するものとする。

Report of disclosure of financial interests related to institutional conflict of interest

Attached Form 1 (Article 4 related)

Date: (month) (day), (year)

To the University President

(Affiliation) _____

(Title) _____

(Name) _____

I am reporting the following as stipulated by Article 4 of the Institutional Conflict of Interest Policy of the University of Tsukuba.

1. Covered Period: (month) (day), (year) – (month) (day), (year)

2. Details of individual financial interests related to industry-university collaborative activities (including spouse and up to second-degree relatives who share the same livelihood)

Name and address of a company etc.	Application by a company etc. (Add a circle to the left of applicable items.)	
	<input type="checkbox"/>	a. Transfer of the research results held by the national university corporation the University of Tsukuba, hereinafter referred to as “the University of Tsukuba”
	<input type="checkbox"/>	b. Commissioned research
	<input type="checkbox"/>	c. Joint research
	<input type="checkbox"/>	d. Academic guidance
	<input type="checkbox"/>	e. Special joint research project
	<input type="checkbox"/>	f. Making donations etc. to the University of Tsukuba
	<input type="checkbox"/>	g. Provision of goods or services to the University of Tsukuba
	<input type="checkbox"/>	h. Investment or with personnel and technical consultation assisted by the University of Tsukuba
	<input type="checkbox"/>	i. Others (to specify)
		Type of financial interests (Add a circle to the left of applicable items. See Notes 4.)
<input type="checkbox"/>	Due to side business at an outside company	(yen)
	Details (may be attached separately)	
<input type="checkbox"/>	Due to licensing fee from or disposal of research results	(yen)
	Details (may be attached separately)	
<input type="checkbox"/>	Payment of all or part of salary	(yen)
	Details (may be attached separately)	
<input type="checkbox"/>	Stock holdings etc.	
<input type="checkbox"/>	Others	To specify

Notes:

1. Fill out one sheet for each company etc.
2. There is no need to file a declaration if “a company etc.” is a public institution other than a company (e.g. the national or a local government, a university, an independent administrative agency, etc.).
3. “Donations etc.” refers to monetary donations; research subsidies; donation of facilities, equipment or other items; free provision of services etc. (University of Tsukuba Donation Rules (Rule 32 of the 2006 University Rules)). It does not include items given by individuals.
4. For “Application by a company etc.” attach the related contracts, such as a joint research contract etc.
5. “Financial interests” must be included on this form, only if the total individual interests (side business payment, licensing fee, payment of all or part of salary) received from a single entity, such as a company, amount to 1 million yen or more. (As for the amount for the current fiscal year, those include only amounts paid, and do not include expected future payments.) Report amounts for the past three years, including current fiscal year. If amounts are for multiple years, attach number so that amounts and details can be checked.
6. “Financial interests” must be included on this form, even if they are received by a faculty or other staff’s spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood. In that case, in the “Amount” section of the form, write the corresponding monetary amount, number of stocks, etc., by noting in parenthesis (x yen for spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood) or (x stocks for spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood).
7. Interests “due to side business at an outside company” include manuscript or lecture fee, but exclude honoraria for medical service or academic education. And as for the details for this, a copy of the Notification of Concurrent Posts submitted to the University may be attached (for short-term concurrent posts, a copy of the request etc., submitted may also be attached.) If there is a difference in the reported compensation and actual compensation, revise the amount to reflect the actual compensation and submit.
8. Interests “due to licensing fee from or disposal of research results” do not include the compensation paid by the University of Tsukuba in accordance with the stipulations of Article 10, University of Tsukuba Work Invention Rules (2004 University Rule No. 5).
9. “Payment of all or part of salary” must be included on this form when all or part of that is funded by a company etc. though that is paid by University of Tsukuba as in the case of externally funded employee or employment by cross appointment system (including the case of being paid directly by a company etc. through cross appointment system), and also his or her spouse or up to second-degree relatives with a common livelihood are employed by the company. In the case of spouse and up to second-degree relatives with a common livelihood, they should be written in parentheses as in Note 6 above.
10. “Stocks holdings etc.” includes both unlisted stocks and publicly traded stocks. For unlisted stocks, this applies to any stock held; for listed stocks, this applies if 5% or more of issued stocks are held. This also includes stock acquisition rights and equity in equity method companies, including limited liability companies, general partnerships, and limited partnerships. When filling in the monetary amount etc., note the type; for stocks or stock acquisition rights, number of stocks; for the equity stake in limited liability companies etc., the monetary amount.

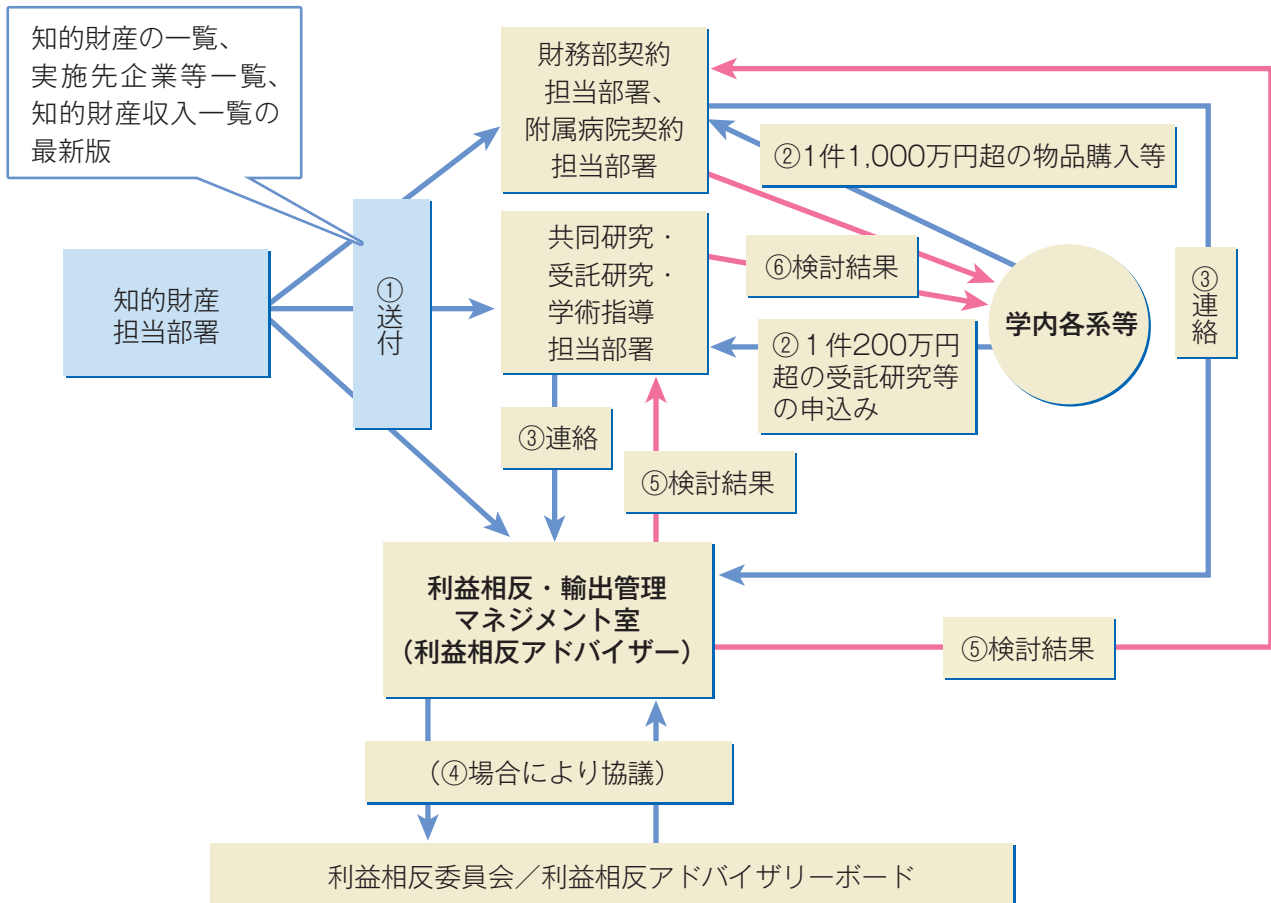
別記様式2（第5条関係）

- 「国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー」に基づいて公開する筑波大学が保有する特別の利益に関する情報（筑波大学が外部の企業等に対して知的財産権や株式等の利益を保有しているとき又は外部の企業等から寄附金等を受け取ったときなどに、当該企業等の物品を購入し、若しくは役務の提供を受け、又は当該企業等と受託研究等を実施している場合）

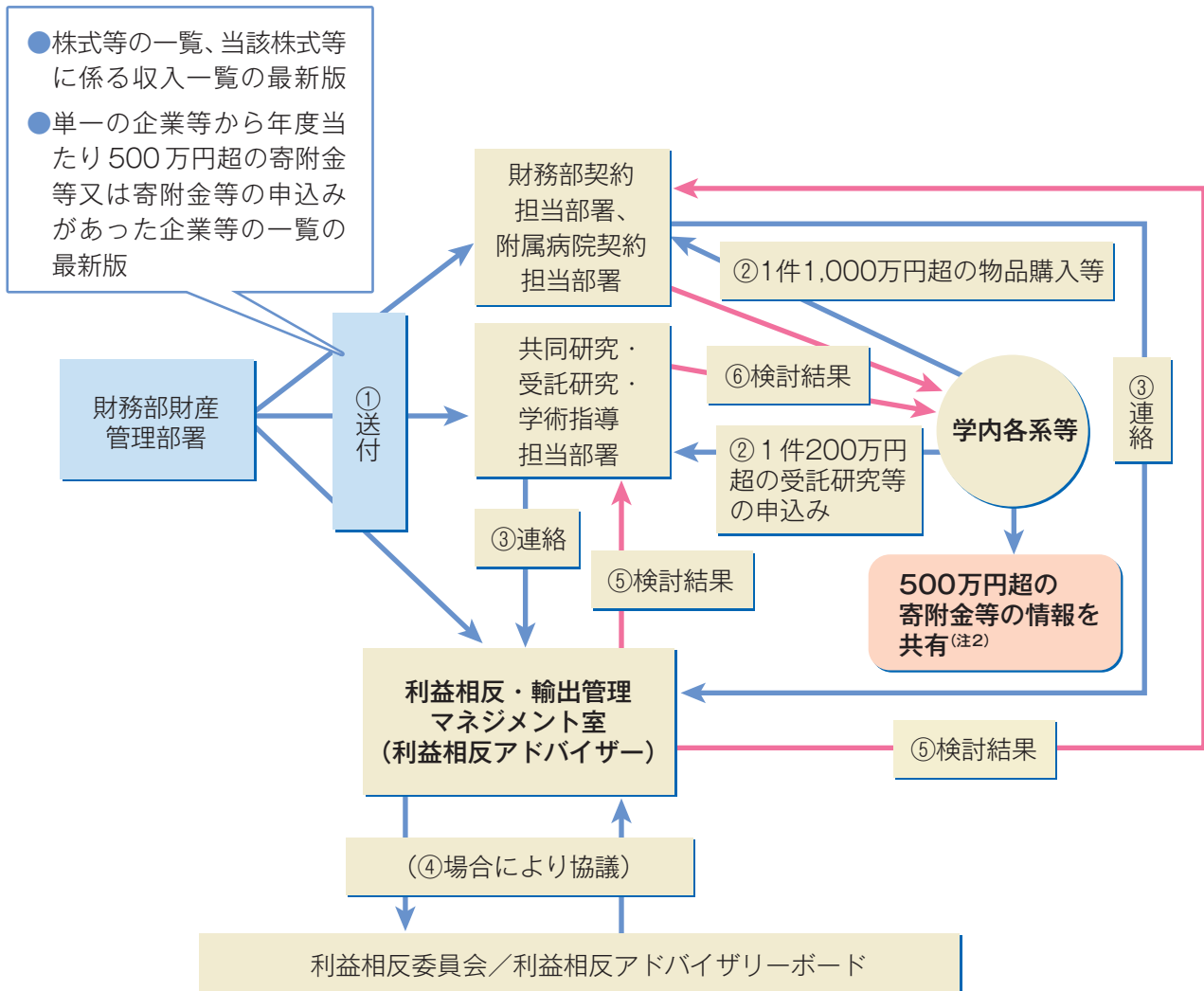
筑波大学が保有する特別の利益				産学連携関係		
期日・期間	企業等名	特別の利益	金額	期日・期間	企業等との産学連携の関係	備考
【記入例】 ①平成24年 3月1日 ②平成25年 12月～ 平成26年 7月	〇〇株式会社	①共有特許の 独占的实施 権付与 ②実施料収入	② 50,000 円	平成26年 4月～	共同研究	

※「備考」には、可能な限り産学連携関係で公開できる情報を記入する。その他の情報についても可能な限り詳細情報を記載する。

【国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー実施要項図解】

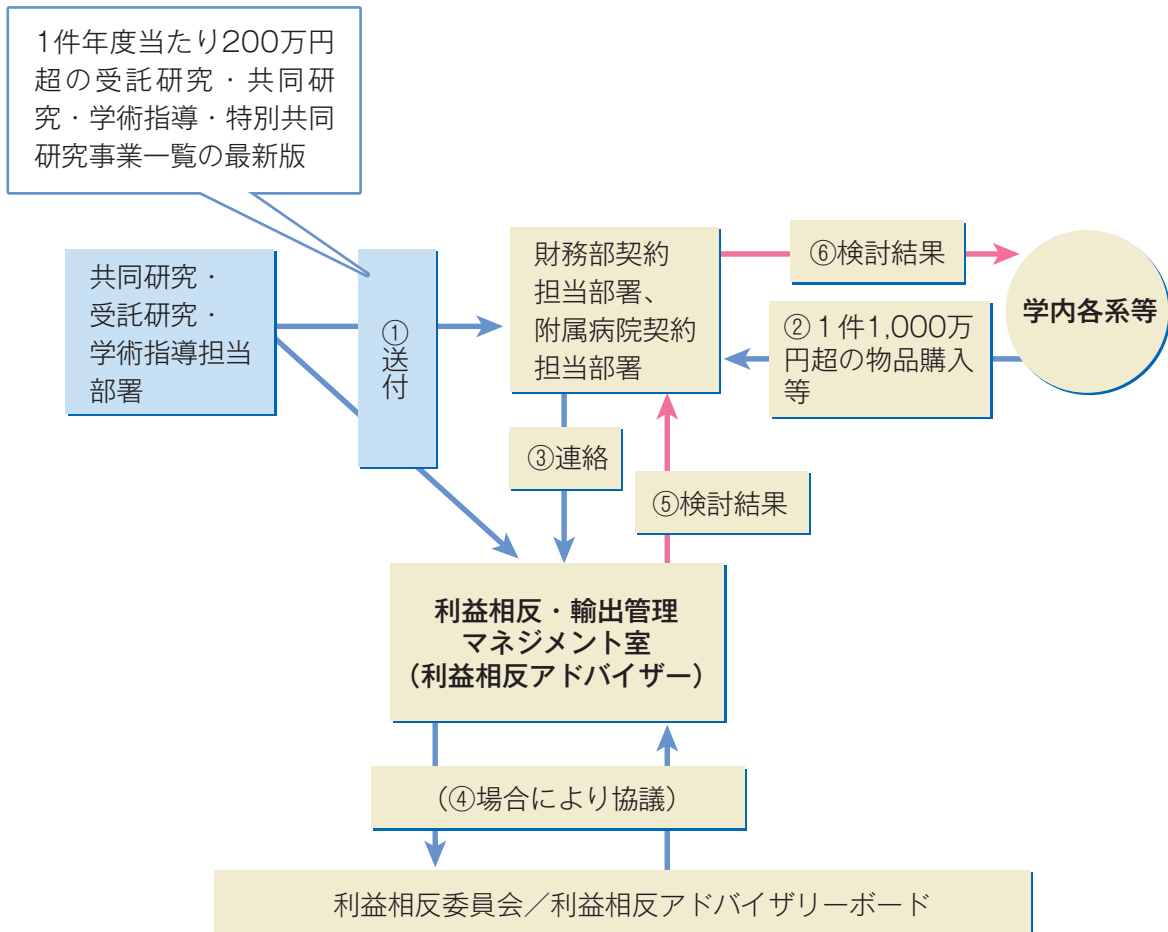


(1) 本学が特別の利益を保有～知的財産権の場合～



(2) 本学が特別の利益を保有～株式等及び寄附金等の場合～

(注2) 当該部局の研究倫理審査委員会又は利益相反委員会において、研究計画を審査する際には、研究者から自己申告のない場合にも、研究倫理審査の上で遺漏のないように必ず情報を確認する。



(3) 本学が特別の利益を保有～受託研究等の場合～

〔平成26年3月27日〕
〔法人規程第47号〕

改正：平成27年 法人規程第41号
平成28年 法人規程第14号
平成29年 法人規程第40号

利益相反・輸出管理マネジメント室規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 マネジメント室長等(第3条～第5条)
- 第3章 委員会(第6条～第9条)
- 第4章 アドバイザリーボード(第10条・第11条)
- 第5章 雑則(第12条・第13条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則(平成16年法人規則第1号)第35条第1項並びに国立大学法人筑波大学利益相反規則(平成17年法人規則第50号。以下「利益相反規則」という。)第4条第1項及び国立大学法人筑波大学安全保障輸出管理規則(平成27年法人規則第27号。以下「輸出管理規則」という。)第4条第1項に規定する特別な組織として、研究を担当する副学長の下に設置する利益相反・輸出管理マネジメント室(以下「マネジメント室」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(マネジメント室の業務)

第2条 マネジメント室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 利益相反及び輸出管理に関する企画、調査研究、運営、普及その他の業務
- (2) 利益相反規則第5条第1項に規定する利益相反委員会(以下「委員会」という。)に関する業務
- (3) 利益相反規則第6条第1項に規定する利益相反アドバイザリーボード(以下「アドバイザリーボード」という。)に関する業務

第2章 マネジメント室長等

(マネジメント室長)

第3条 マネジメント室にマネジメント室長(以下「室長」という。)を置き、学長が任命する。

- 2 室長は、教授又は准教授をもって充てる。ただし、学長が必要と認める場合には、利益相反又は輸出管理について専門知識を有する職員を置くことができる。
- 3 室長の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 室長は、再任されることができる。
- 6 室長は、マネジメント室の業務を総括する。

(利益相反アドバイザー)

第4条 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザーは、利益相反に関する学識経験を有する大学教

員のうちから、学長が指名する。

- 2 利益相反アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、発令の日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、任期中に欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 利益相反アドバイザーは、再任されることができる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第5条 マネジメント室に安全保障輸出管理マネージャー(以下「輸出管理マネージャー」という。)を置くことができる。

- 2 輸出管理マネージャーは、輸出管理に関する企画、運営、支援、普及等の業務に従事する。

第3章 委員会

(任務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反に関する基本方針(利益相反の定義、対象者、マネジメント・システム等)に関する事項
- (2) 利益相反に関する規則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 利益相反に対する対応策(利益相反に該当しないが、法人以外の者から利益相反と認識され、又は認識されるおそれがある状況に係る対応策を含む。)に関する事項
- (4) 利益相反に関する学内啓発活動に関する事項
- (5) その他利益相反に関し必要と認められる事項

(組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 人事を担当する副学長
- (3) 室長
- (4) 各系長及び附属病院長の推薦に基づき学長が指名する大学教員 各1人
- (5) 国際産学連携本部本部審議役
- (6) 総務部長
- (7) 研究推進部長
- (8) 産学連携部長
- (9) 病院総務部長
- (10) 利益相反規則第7条第1項に規定する利益相反アドバイザー
- (11) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、前条第2号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第9条 第7条第4号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

第4章 アドバイザリーボード

(任務)

第10条 アドバイザリーボードは、委員会の委員長の諮問に応じて次に掲げる事項を審議する。

- (1) 異議申立てに関する事項
- (2) その他個別案件に関する事項

2 アドバイザリーボードは、前項に定めるもののほか、次条第3項に規定する議長が必要と認めるときは、利益相反に関する事項について審議することができる。

3 次条第3項の議長は、アドバイザリーボードの審議の結果を総括し、委員会の委員長へ答申し、又は建議する。

(組織)

第11条 アドバイザリーボードの委員は、利益相反に関する学識経験を有する外部の有識者のうちから、学長が若干人を委嘱する。

2 委員の委嘱の任期は、3年以内とし、学長がその都度定めるものとする。ただし、更新を妨げない。

3 アドバイザリーボードの議長は、委員の互選により選出する。

第5章 雑則

(特定の事項を担当する者)

第12条 マネジメント室に、業務の遂行上特に必要がある場合には、特定の事項を担当する者を置くことができる。

2 前項の特定の事項を担当する者は、研究を担当する副学長がマネジメント室長の意見を聴いて指名する。

(委任)

第13条 この法人規程に定めるもののほか、マネジメント室の業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平27. 4. 23法人規程41号)

この法人規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平28. 2. 18法人規程14号)

1 この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後のこの法人規程第11条第2項の規定に関わらず、平成29年3月末で終了するアドバイザリーボードの委員の任期は、なお従前の例による。

附 則(平29. 5. 25法人規程40号)

この法人規程は、平成29年5月25日から施行する。



「筑波大学における利益相反事例
の取扱い」 第五版

2005年9月 第一版
2007年3月 第二版
2010年1月 第三版
2014年4月 改組のため字句修正
2015年5月 規則等改正のため修正
2016年4月 第四版
2019年5月 第五版

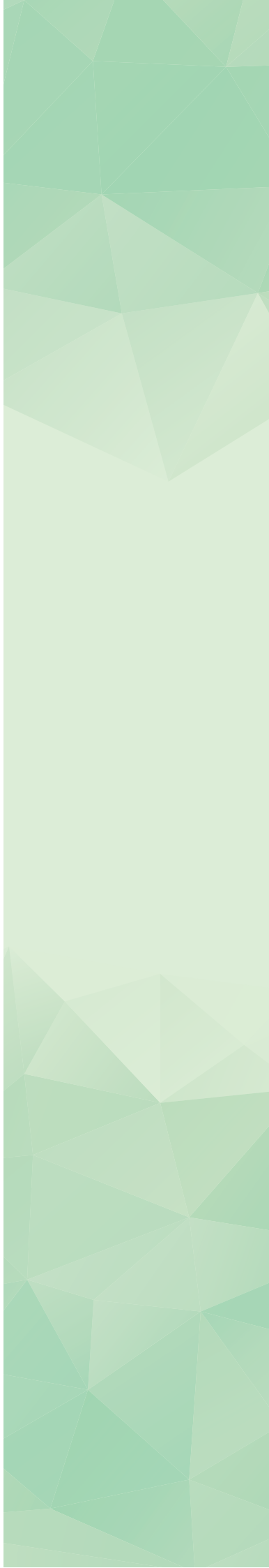
筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

(問合せ先)

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室

〒305-8577 茨城県つくば市天王台 1-1-1
TEL 029-853-2877 / FAX 029-853-5816
E-mail: coisec@ilc.tsukuba.ac.jp

<http://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/>

A vertical decorative strip on the right side of the page, featuring a green geometric pattern of overlapping triangles and polygons, transitioning from a darker green at the top to a lighter green at the bottom.

May, 2019

Office of Conflict of Interest and Security Export Control

University of Tsukuba